

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】	4
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】	5
○ 北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【財政・変革局税務部税制課】	126
◇ 告 示	
○ 特定子ども・子育て支援施設等の確認【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】	133
◇ 公 告	
○ 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可に係る図書の写しの縦覧【都市整備局道路部道路建設課】	134
○ 北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更認可の公告【都市整備局道路部道路建設課】	135
◇ 訓 令	
○ 北九州市辞令式等の一部を改正する訓令【総務市民局人事部人事課】	136
○ 北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務市民局総務部法制課】	139
○ 北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【都市整備局設備部電気設備課】	151
◇ 教育委員会	
○ 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】	152

- 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 160
- 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】 181

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

令和6年4月1日付組織改正に伴い、副市長の事務分担を改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

市長公室を新設する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

1 地方税法施行規則の一部改正に伴い、個人の市県民税に係る納税通知書等について、様式の一部を改めることにしました。

2 地方税法施行規則の一部改正に伴い、個人の市県民税に係る延滞金減免申請書等について、様式の一部を改めることにしました。

3 地方自治法等の一部改正に伴い、収納の事務の委託の基準に関する規定を削除することにしました。

4 私立学校法の一部改正に伴い、北九州市市税条例施行規則において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

5 都市計画法上の公共空地を固定資産税の減免対象に加えることにしました。

この規則のうち、1、3及び5については令和6年4月1日から、2については同年7月1日から、4については令和7年4月1日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市規則第 1 7 号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和 4 2 年北九州市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 稲原 浩副市長の項第 1 号中「会計室」の次に「、市長公室」を加え、「、市政変革推進室」を削り、「秘書室、広報室、総務局、財政局及び消防局」を「総務市民局、財政・変革局、消防局、上下水道局及び公営競技局」に改め、同項第 2 号を削り、同条片山憲一副市長の項第 1 号中「建設局、建築都市局、港湾空港局、上下水道局」を「都市戦略局、都市整備局、港湾空港局」に改め、同条大庭千賀子副市長の項第 1 号中「企画調整局、市民文化スポーツ局」を「政策局」に、「公営競技局」を「都市ブランド創造局」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（2） 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条の 2 の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第18号

北九州市事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(北九州市事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の項の前に次のように加える。

市長公室

秘書課

庶務係

秘書係

マーケティング課

マーケティング係

アナライシス係

広報戦略課

戦略係

広報係

報道課

報道係

第1条市政変革推進室の項を削り、同条デジタル市役所推進室の項中「デジタル市役所推進課」を「DX推進課」に改め、同条中秘書室の項及び広報室の項を削り、同条企画調整局の項中「企画調整局 総務調整部」を「政策局 総務国際部」に改め、同条企画調整局総務調整部総務課の項中「政策調整係」を削り、同条企画調整局総務調整部の項に次のように加える。

国際政策課

国際政策係

多文化共生係

第1条企画調整局企画政策部の項を次のように改める。

政策部

政策課

政策係

Z世代課

第1条企画調整局国際部の項を削り、同条総務局の項中「総務局」を「総務市民局」に改め、同条総務局総務部法制課の項中「訟務係」を「訟務係内部統制係」に改め、同条総務局の項に次のように加える。

市民部

区政推進課

区政係

戸籍住民係

区政事務センター

広聴課

調査係

相談係

地域・人づくり部

地域振興課

コミュニティ活動支援係

市民活動推進課

管理運営係

市民活動推進係

生涯学習課

生涯学習係

安全・安心推進部

安全・安心推進課

計画係

防犯・相談係

都市整備係

第1条財政局の項中「財政局」を「財政・変革局」に改め、同条財政局財務部財産活用推進課の項を削り、同条財政局財務部の項の次に次のように加える。

市政変革推進室

企画係

第1条市民文化スポーツ局の項及び同条保健福祉局総務部保護課の項を削り、同条保健福祉局技術支援部の項を次のように改める。

地域共生社会推進部

地域福祉推進課

地域福祉推進係  
地域支援係  
認知症支援・介護予防課  
情報・調整係  
認知症対策推進係  
地域活動推進係  
保護課  
管理係  
保護係  
指導係

第1条保健福祉局地域福祉部の項中「地域福祉部」を「長寿推進部」に改め、同条保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課の項を削り、同条保健福祉局地域福祉部の項に次のように加える。

保険年金課  
管理係  
保険係

第1条保健福祉局健康医療部保険年金課の項を削り、同条保健福祉局健康医療部の項に次のように加える。

健康危機管理課  
政策調整係

第1条保健福祉局感染症医療政策部の項及び同条保健福祉局感染症医療対  
策部の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部の項中  
「幼稚園・子ども園  
利用者支援係  
幼稚園・子ども  
保育課  
保育係  
指導係

課

「こども施設企画課  
企画係  
園係 を 運営支援係 に改め、同条子ども家庭局子育て支援部子育て支援課の項中「放課後児童係」を削り、同条子ども家庭局子育て支援部青少年課の項を次のように改める。  
利用調整係  
指導管理係 」

て支援課の項中「放課後児童係」を削り、同条子ども家庭局子育て支援部青少年課の項を次のように改める。

こども若者成育課  
管理係  
青少年育成係  
放課後児童係

第1条環境局総務政策部環境学習課の項中「環境学習係」を「環境学習係  
環境人材育  
成係」  
に改め、同条環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進

課の項中「再生可能エネルギー導入企画係」を「企画調整係  
風力発電推進係」を「自然共生係」に改め、同条  
環境局グリーン成長推進部の項中「環境イノベーション支援課」を「サーキ  
ュラーエコノミー推進課」に改め、同条環境局環境監視部環境監視課の項中  
「自然共生係」を削り、同条産業経済局地域経済振興部の項中「雇用政策課  
」を「雇用・産業人材政策課」に改め、同条産業経済局地域経済振興部雇用  
政策課の項中「就業支援係」を「就業支援係  
人材確保係」に改め、同条産業経済局地域  
経済振興部スタートアップ推進課の項を削り、同条産業経済局地域経済振興  
部の項中「商業・サービス産業政策課」を「サービス産業政策課」に改め、  
同条産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課の項中「サービス  
産業政策係」を削り、同条産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課の項  
を削り、同条産業経済局観光部の項を次のように改める。

未来産業推進部

未来産業推進課

未来産業推進係

宇宙産業推進室

宇宙産業推進係

スタートアップ推進課

スタートアップ推進係

第1条産業経済局企業立地支援部の項に次のように加える。

国際ビジネス戦略課

国際ビジネス戦略係

第1条産業経済局の項の次に次のように加える。

都市ブランド創造局

総務文化部

総務課



庶務係  
文化企画課  
文化企画係  
施設係  
文化財係  
観光にぎわい部  
観光課  
企画管理係  
誘客促進係  
M I C E ・エンターテインメント課  
M I C E 推進係  
都心集客係  
エンターテインメント振興係  
門司港レトロ課  
企画調整係  
振興係  
スポーツ部  
スポーツ振興課  
企画係  
スポーツ振興係  
スポーツコミッション係  
施設管理係  
都市戦略局  
総務政策部  
総務課  
庶務係  
経理係  
住まい支援室  
住宅政策係  
移住プロジェクト推進係  
計画部  
都市計画課  
計画調整係  
土地利用係  
地区計画係

都市交通政策課

企画調査係

公共交通係

交通計画係

開発指導課

調整係

開発指導第一係

開発指導第二係

指導部

建築指導課

指導係

建築法規係

建築審査課

調整係

審査第一係

審査第二係

設備省エネ係

都市再生推進部

都市再生企画課

事業調整係

企画第一係

企画第二係

企画第三係

景観形成係

緑政課

公園計画調整係

公園活用推進係

公園経営係

事業推進課

事業推進係

区画整理係

開発支援係

再開発係

学研用地整備係

空き家活用推進課

空き家活用係  
空き家対策第一係  
空き家対策第二係

第1条建設局の項中「建設局」を「都市整備局」に改め、同条建設局総務  
用地部総務課の項中「経理係」を「経理第一係  
経理第二係」に改め、同条建設局公園緑  
地部の項を削り、同条建設局の項中「河川部」を「河川公園部」に改め、同  
条建設局河川部の項に次のように加える。

公園管理課  
管理係  
事業推進係  
みどり公園課  
整備係  
設計係

第1条建設局の項に次のように加える。

住宅部  
住宅計画課  
計画係  
事業調整係  
住宅管理課  
管理第一係  
管理第二係  
訴訟係  
ストック活用係  
住宅整備課  
整備第一係  
整備第二係  
建設係  
建築部  
建築支援課  
建築支援係  
保全指導係  
長寿命化係  
建築課  
設計係

大規模施設整備係  
工事係  
施設保全課  
保全第一係  
保全第二係  
設備部  
機械設備課  
設備調整係  
機械第一係  
機械第二係  
電気設備課  
電気第一係  
電気第二係  
設備保全係

第1条建築都市局の項を削り、同条港湾空港局港営部港営課の項中「指導調整係」を「指導調整係 土地活用推進係」に改め、同条港湾空港局港営部物流振興課の項中「立地促進係」を削り、同条港湾空港局港湾整備部計画課の項中「開発係」を「開発係 事業調整係」に改める。

第3条危機管理室の項の前に次のように加える。

市長公室

秘書課

庶務係

- (1) 室、課の庶務に関すること。

秘書係

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 市の交際に関すること。
- (3) 重要事項の企画立案に関すること。

マーケティング課

マーケティング係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 政策課題を解決するための情報収集及びデータ活用に関すること。

アナライシス係

- (1) 政策課題を解決するための統計解析に関すること。

#### 広報戦略課

##### 戦略係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 都市のイメージ戦略に関すること。
- (3) 職員の広報能力の向上に関すること。
- (4) 区役所の総務企画課との連絡調整（広報に関するものに限る。）に関すること。
- (5) テレビ及びラジオ広報に関すること。
- (6) ホームページによる広報に関すること。
- (7) 市公式ソーシャルネットワーキングサービスを活用した情報発信に関すること。
- (8) その他広報に関すること。

##### 広報係

- (1) 広報紙その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (2) 広報写真の撮影及び管理に関すること。
- (3) 広報資料の管理に関すること。

#### 報道課

##### 報道係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 報道事務に関する連絡調整に関すること。
- (3) 報道機関との連絡調整に関すること。

第3条市政変革推進室の項を削り、同条デジタル市役所推進室の項中「デジタル市役所推進課」を「DX推進課」に改め、同条デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課企画係の項第3号中「デジタル技術」を「デジタル・トランスフォーメーション」に改め、同条中秘書室の項及び広報室の項を削り、同条企画調整局の項中「企画調整局」を「政策局」に改め、同条企画調整局総務調整部総務課庶務係の項中第9号を第11号とし、第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 世界遺産の保全に関すること。
- (6) 世界遺産を活用した地域振興に関すること。

第3条企画調整局総務調整部総務課政策調整係の項を削り、同条企画調整局総務調整部総務課統計係の項第4号中「こと」の次に「（他局の所管に属するものを除く。）」を加え、同条企画調整局総務調整部の項に次のように

加える。

国際政策課

国際政策係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 国際政策についての企画及び調整に関する事。
- (3) 国際交流及び国際協力の推進に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 姉妹友好都市との交流に関する事。
- (5) 東アジア経済交流推進機構に関する事。
- (6) アジア成長研究所に関する事。
- (7) 自治体国際化協会北九州支部に関する事。
- (8) 大連事務所の運営に関する事。

多文化共生係

- (1) 多文化共生の推進に関する事。
- (2) 北九州国際交流協会に関する事。
- (3) 外国語による情報提供に関する事。
- (4) 外国人向けのやさしい日本語の活用促進に関する事。
- (5) 北九州市留学生支援ネットワークに関する事。

「企画政策部」 「政策部

第3条企画調整局の項中 企画課 を 政策課 に改め、同条企画調整局企画政策部企画課企画係の項第2号中「政策形成」の次に「及び政策調整」を加え、同項第5号から第8号までを次のように改める。

「政策形成」の次に「及び政策調整」を加え、同項第5号から第8号までを次のように改める。

- (5) 国及び県に対する重要事項の調整に関する事。
- (6) 地方分権改革に関する事。
- (7) 市長会及び指定都市市長会に関する事。
- (8) 大都市制度の調査研究に関する事。

第3条企画調整局企画政策部企画課企画係の項に次の3号を加える。

- (9) 広域行政に関する事。
- (10) 国家戦略特区及び国際戦略総合特区の推進に関する事。
- (11) SDGs 未来都市の推進に関する事。

第3条企画調整局企画政策部の項に次のように加える。

Z世代課

- (1) 課の庶務に関する事。

- (2) 若者による政策への提言及び参画の機会創出に向けた調査及び支援に関すること。

第3条企画調整局国際部の項を削り、同条総務局の項中「総務局」を「総務市民局」に改め、同条総務局総務部法制課の項に次のように加える。

#### 内部統制係

- (1) 内部統制の総括に関すること。

第3条総務局の項に次のように加える。

#### 市民部

##### 区政推進課

##### 区政係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 区政に関する企画及び連絡調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 区長会議に関すること。
- (4) 区役所及び出張所の庁舎営繕に関すること。

##### 戸籍住民係

- (1) 戸籍、住民基本台帳等に係る区役所事務の連絡調整（区政事務センターの所管に属するものを除く。）及び指導改善に関すること。
- (2) マイナンバーカードの申請及び交付に関すること。
- (3) 電子証明書の交付に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード等に関する統計調査に関すること。
- (5) 戸籍、住民基本台帳等に係る電子計算機の管理及び運用並びにデジタル・トランスフォーメーションの推進に関する施策の実施に関すること。
- (6) 住居表示、行政区画並びに町界及び町名に関すること。

##### 区政事務センター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 区役所事務の連絡調整に関すること（次号から第12号までに掲げる事務に係るものに限る。）。
- (3) ワンストップサービスに関する電算システムの管理及び運用に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関する届出に基づく住民票の記載に関すること。

- (5) 戸籍の届出に基づく住民票の記載に関すること。
- (6) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の処理に関すること。
- (7) 住民基本台帳に関する通知書の処理に関すること。
- (8) 郵送等による戸籍の記録事項証明書等の交付申請の処理に関すること。
- (9) 戸籍の附票の記載に関すること。
- (10) 国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の審査及び台帳の記載に関すること（住民基本台帳に関する届出に伴うもの及び戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。次号及び第12号において同じ。）。
- (11) 介護保険の被保険者の資格に係る届出の審査及び台帳の記載に関すること。
- (12) 子ども医療費の受給資格に係る届出の審査及び台帳の記載に関すること。

#### 広聴課

##### 調査係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 広聴活動の企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 市政モニターその他世論の調査に関すること。
- (4) 広聴集会に関すること。
- (5) 市民意見提出手続に関すること。

##### 相談係

- (1) 苦情、要望等の処理に関すること。
- (2) 各種相談の処理に関すること。
- (3) 庁内案内及び庁内放送に関すること。
- (4) 区役所の総務企画課との連絡調整（広聴に関するものに限る。）に関すること。
- (5) その他広聴に関すること。

#### 地域・人づくり部

##### 地域振興課

##### コミュニティ活動支援係

- (1) 部、課（生涯学習課を含む。）の庶務に関すること。
- (2) コミュニティ活動の促進に関すること。
- (3) 市政連絡事務制度に関すること。



- (4) 地縁による団体の認可並びに認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する事。
- (5) 離島振興の総括に関する事。
- (6) 市民センターの管理運営に関する事。
- (7) 市民センターの整備に関する事。
- (8) 折尾まちづくり記念館の管理運営に関する事。

#### 市民活動推進課

##### 管理運営係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 市民活動団体等の活動の推進に関する事。

##### 市民活動推進係

- (1) 特定非営利活動法人の認証及び認定特定非営利活動法人の認定に関する事。
- (2) 市民活動団体等との協働によるまちづくりの推進に関する事。

#### 生涯学習課

##### 生涯学習係

- (1) 社会教育施設（生涯学習センター及び婦人会館に限る。）の連絡調整に関する事。
- (2) 公民館類似施設等の助成に関する事。
- (3) 社会教育委員の会議等に関する事。
- (4) 社会教育（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 社会教育関係団体（他課の所管に関するものを除く。）に関する事。
- (6) 生涯学習の企画及び調整に関する事。

#### 安全・安心推進部

##### 安全・安心推進課

##### 計画係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 安全・安心施策の推進に関する事。
- (3) 安全・安心施策に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (4) 他の局、室に属さない市民生活の安全に関する事。

##### 防犯・相談係

- (1) 地域防犯施策の推進に関する事。
- (2) 警察との連絡調整に関する事。
- (3) シンナー等薬物乱用防止に係る連絡調整に関する事。
- (4) 安全・安心に関する市民からの意見及び要望の処理の総括に関する事。
- (5) 交通事故相談に関する事。
- (6) 民事介入暴力に係る相談に関する事。
- (7) 暴力追放推進施策に関する事。
- (8) 北九州市暴力追放推進会議に関する事。
- (9) 犯罪被害者等の支援及び相談に関する事。
- (10) 生活環境パトロールの計画及び実施に関する事。
- (11) 生活環境に関する通報の收受及び連絡調整に関する事。

#### 都市整備係

- (1) 安全・安心に係る環境整備の企画及び連絡調整に関する事。
- (2) 安全・安心な都市環境づくりの啓発に関する事。
- (3) モラル・マナーに関する事。
- (4) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関する事。
- (5) 交通安全思想の普及に関する事。
- (6) 交通安全推進会議に関する事。
- (7) 交通共済に係る連絡調整に関する事。
- (8) 山九交通遺児奨学金基金に関する事。
- (9) 防犯灯に関する事。
- (10) 防犯カメラに関する事。

第3条財政局の項中「財政局」を「財政・変革局」に改め、同条財政局財務部財産活用推進課の項を削り、同条財政局財務部の項の次に次のように加える。

#### 市政変革推進室

##### 企画係

- (1) 室の庶務に関する事。
- (2) 行政運営の効率化、適正化等市政の変革に係る企画、調査、研究及び総合的な調整に関する事。
- (3) 行政事務の改善に関する事。
- (4) 行政評価に関する事。

- (5) 外郭団体の総括に関する事。
- (6) 指定管理者制度の総括に関する事。
- (7) 公共施設マネジメントの総括に関する事。
- (8) 公共事業評価に関する事。
- (9) 公有財産の管理の指導及び総括に関する事。
- (10) 国有財産等に係る関係機関との連絡調整に関する事。
- (11) 市有財産等の損害保険に関する事。
- (12) 第一種公舎その他の宿舎の管理の調整に関する事。
- (13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の規定による土地の先買い等に関する事。
- (14) 財産区に関する事。
- (15) 公有財産の有効活用の調整に関する事。
- (16) 未利用市有地の調査及び活用策の検討に関する事。
- (17) 普通財産（他課の所管に属するものを除く。第18号、第20号及び第21号において同じ。）の処分に関する事。
- (18) 普通財産の処分に伴う登記に関する事。
- (19) 市有財産審査委員会に関する事。
- (20) 普通財産の管理に関する事。
- (21) 普通財産の管理に伴う登記に関する事。

第3条市民文化スポーツ局の項を削り、同条保健福祉局総務部総務課社会振興係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条保健福祉局総務部保護課の項を削り、同条保健福祉局技術支援部の項を次のように改める。

地域共生社会推進部

地域福祉推進課

地域福祉推進係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) いのちをつなぐネットワークの構築の推進に関する事。
- (3) 民生委員に関する事。
- (4) 避難行動要支援者避難支援事業（福祉避難所に係るものに限る。）に関する事。
- (5) 区役所における地域福祉推進事業に関する事。

- (6) 社会福祉協議会に関する事。
- (7) 北九州市地域福祉振興協会に関する事。
- (8) 北九州市立福社会館に関する事。
- (9) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に関する事。
- (10) 地域福祉計画に関する事。
- (11) 孤独・孤立対策に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

#### 地域支援係

- (1) 地域包括支援センターの総括に関する事。
- (2) 地域における保健福祉活動の総括に関する事。
- (3) 地域包括ケアの推進に関する事。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービスに係るものを除く。）に関する事。
- (5) 総合事業・地域包括支援センター運用システムに関する事。

#### 認知症支援・介護予防課

##### 情報・調整係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 認知症支援・介護予防センターに関する事。
- (3) 認知症支援及び介護予防に係る情報収集及び発信に関する事。
- (4) 健康づくり（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。

##### 認知症対策推進係

- (1) 認知症対策の企画、調査等に関する事。
- (2) 認知症支援に関する事。

##### 地域活動推進係

- (1) 介護予防の総括に関する事。
- (2) 介護予防の企画、調査等に関する事。
- (3) 介護予防に係る人材育成、交流及び地域活動支援に関する事。
- (4) 介護予防・生活支援サービス事業（短期集中予防サービスに限る。）に関する事。

#### 保護課

## 管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護施設に関すること。
- (3) 生活保護法に関する国庫負担金、国庫補助金及び国庫委託金に関すること。

## 保護係

- (1) 生活保護法の施行（他係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (3) 医療機関、介護機関等の指定、指導及び検査に関すること。
- (4) 生活保護の統計に関すること。
- (5) 診療報酬及び介護報酬の審査及び決定に関すること。
- (6) 医療扶助審議会に関すること。
- (7) 中国残留邦人等に係る支援給付及び配偶者支援金の支給に関すること。
- (8) 診療報酬及び介護報酬の支払いに関すること。
- (9) 生活保護業務に係る職員研修に関すること。

## 指導係

- (1) 生活保護の監査及び指導に関すること。

第3条保健福祉局の項中「地域福祉部」を「長寿推進部」に改め、同条保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課の項を削り、同条保健福祉局地域福祉部の項に次のように加える。

## 保険年金課

### 管理係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (3) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (4) 国民健康保険の統計調査及び事業報告に関すること。
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療の啓発並びに統計調査及び事業報告に関すること。
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療の給付等並びに受給資格者の資格に係る事務及び医療受給者証に係

る事務の調整に関すること。

(7) 後期高齢者医療の統計調査及び事業報告に関すること。

(8) 拠出年金に関すること。

(9) 福祉年金に関すること。

(10) 国民年金に関する調査及び統計に関すること。

(11) 特別障害給付金に関すること。

(12) 年金生活者支援給付金に関すること。

#### 保険係

(1) 国民健康保険の被保険者の資格、保険料（他局の所管に属するものを除く。）、保険給付及び保健事業に関すること。

(2) 後期高齢者医療に関すること（他局及び他係の所管に属するものを除く。）。

第3条保健福祉局健康医療部保険年金課の項を削り、同条保健福祉局健康医療部の項に次のように加える。

#### 健康危機管理課

##### 政策調整係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 健康危機管理の総括に関すること。

(3) 予防接種の総括に関すること。

第3条保健福祉局感染症医療政策部の項及び同条保健福祉局感染症医療対策部の項を削り、同条子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課の項を次のように改める。

#### こども施設企画課

##### 企画係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 保育施策の推進に関すること。

(3) 幼児教育・保育分野のデジタル・トランスフォーメーションの推進に関すること。

(4) 施設型給付費及び地域型保育給付費の支給に関すること。

(5) 保育料に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

#### 運営支援係

(1) 子ども・子育て支援制度（教育・保育に係るものに限る。）の推進に関すること。

- (2) 私立幼稚園及び認定こども園に関する事。
- (3) 私学助成（幼稚園に係るものに限る。）に関する事。
- (4) 保育所の認可に関する事。
- (5) 民間保育所の助成に関する事。

#### 利用調整係

- (1) 保育所の運営計画に関する事。
- (2) 保育所の施設整備に関する事。
- (3) 緑地保育センターに関する事。

#### 指導管理係

- (1) 保育所職員の研修に関する事。
- (2) 保育所の指導に関する事。

第3条子ども家庭局子ども家庭部保育課の項を削り、同条子ども家庭局子育て支援部子育て支援課放課後児童係の項を削り、同条子ども家庭局子育て支援部の項中「青少年課」を「こども若者成育課」に改め、同条子ども家庭局子育て支援部青少年課青少年育成係の項第1号中「青少年」を「こども・若者」に改め、同項第2号中「青少年対策」を「こども・若者対策」に改め、同条子ども家庭局子育て支援部青少年課の項に次のように加える。

#### 放課後児童係

- (1) 放課後児童クラブに関する事。
- (2) 児童館に関する事。
- (3) こどもの居場所づくりに関する事。
- (4) 地域における子育て支援に関する事。

第3条環境局総務政策部環境学習課環境学習係の項第4号から第6号までを削り、同条環境局総務政策部環境学習課の項に次のように加える。

#### 環境人材育成係

- (1) 環境政策の広報戦略に関する事。
- (2) 市民活動の調整に関する事。
- (3) 地球温暖化対策に関する普及啓発に関する事。
- (4) 環境人材育成に関する事。

第3条環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課グリーン成長政策係の項第3号を次のように改める。

- (3) 電動車の普及に関する事（他課の所管に属するものを除く。）。

第3条環境局グリーン成長推進部グリーン成長推進課水素戦略係の項第2号を削り、同条環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課の

項中「再生可能エネルギー導入企画係」を「企画調整係」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 風力発電の立地促進に関すること。

第3条環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課風力発電推進係の項を次のように改める。

自然共生係

(1) 自然環境の保全（他局の所管に属するものを除く。）に関すること。

第3条環境局グリーン成長推進部の項中「環境イノベーション支援課」を「サーキュラーエコノミー推進課」に改め、同条環境局グリーン成長推進部環境イノベーション支援課企業支援係の項第3号中「振興」の次に「並びにサーキュラーエコノミーの推進」を加え、同項第4号中「環境産業」の次に「及びサーキュラーエコノミー」を加え、同条環境局環境国際部環境国際戦

企画調整係

略課事業化支援係の項第2号中「管理」を「調整」に改め、同項第4号中国際連携推進係

「国際機関」の次に「及び政府機関」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) アジア・グリーン共創ハブの推進に関すること。

第3条環境局環境監視部環境監視課大気係の項に次の1号を加える。

(8) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく熱中症対策の推進（他局の所管に属するものを除く。）に関すること。

第3条環境局環境監視部環境監視課石綿騒音係の項第2号中「届出」の次に「及び報告」を加え、同項第5号中「（騒音）を「及び報告（石綿及び騒音）」に改め、同条環境局環境監視部環境監視課自然共生係の項を削る。

第3条産業経済局総務政策部産業政策課産業政策係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第7号までを2号ずつ繰り上げ、同条産業経済局地域経済振興部の項中「雇用政策課」を「雇用・産業人材政策課」に改め、同条産業経済局地域経済振興部雇用政策課就業支援係の項第1号中「若者ワークプラザ北九州」を「求職者の就業支援」に改め、同項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号を第5号とし、同条産業経済局地域経済振興部雇用政策課に次のように加える。

人材確保係

(1) 地元企業の魅力発信及び人材確保の支援に関すること。



- (2) 企業経営における多様性と公平性の尊重及び包括的な職場環境の実現に関すること。

第3条産業経済局地域経済振興部スタートアップ推進課の項を削り、同条産業経済局地域経済振興部の項中「商業・サービス産業政策課」を「サービス産業政策課」に改め、同条産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課商業振興係の項に次の3号を加える。

- (7) サービス産業の振興に関すること。
- (8) サービス産業の振興に係る関係部局との連絡調整に関すること。
- (9) 食品ビジネスの振興に関すること。

第3条産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課サービス産業政策係の項及び同条産業経済局地域経済振興部次世代産業推進課の項を削り、同条産業経済局観光部の項を次のように改める。

#### 未来産業推進部

##### 未来産業推進課

##### 未来産業推進係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 産学連携の総括に関すること。
- (3) 共同研究及び技術開発の支援に関すること。
- (4) 技術移転の推進に関すること。
- (5) 北九州学術研究都市の整備及び施設の管理運営に関すること。
- (6) 半導体、次世代自動車産業の振興に関すること。
- (7) ロボット、デジタル産業等の振興に関すること。
- (8) ロボット、デジタル・トランスフォーメーション、グリーン・トランスフォーメーションによる企業の成長支援に関すること。
- (9) その他未来産業の創出及び振興に関すること。

#### 宇宙産業推進室

##### 宇宙産業推進係

- (1) 室の庶務に関すること。
- (2) 宇宙産業の創出及び振興に関すること。

#### スタートアップ推進課

##### スタートアップ推進係

- (1) 課の庶務に関すること。

- (2) 起業家の育成及び創業支援に関すること。
- (3) ベンチャー企業及びスタートアップ企業の創出支援に関すること。
- (4) ベンチャー企業及びスタートアップ企業の誘致に関すること。
- (5) スタートアップを活用した地域課題解決及び新規事業開発に関すること。

第3条産業経済局企業立地支援部の項に次のように加える。

国際ビジネス戦略課

国際ビジネス戦略係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 地元企業の海外展開支援に関すること。
- (3) 対日投資促進に関すること。
- (4) 外国人材の雇用支援及び活用促進に関すること。
- (5) 貿易関連企業及び貿易関係団体の育成及び支援に関すること。
- (6) 貿易関連機関及び貿易関係団体との連絡調整に関すること。

第3条産業経済局の項の次に次のように加える。

都市ブランド創造局

総務文化部

総務課

庶務係

- (1) 局、部、課の庶務に関すること。
- (2) 広報に関すること。
- (3) 局の予算及び決算の総括に関すること。
- (4) 局内事務の連絡調整に関すること。
- (5) 局内他課の所管に属しないこと。

文化企画課

文化企画係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 芸術文化に係る企画及びイメージアップに関すること。
- (3) 芸術文化関係団体の育成及び連絡調整に関すること。
- (4) 北九州市文化振興計画に関すること。
- (5) 芸術文化振興財団に関すること。

(6) 芸術文化施設並びに美術館、自然史・歴史博物館、松本清張記念館、文学館、長崎街道木屋瀬宿記念館、科学館及びこども文化会館との連絡調整に関する事。

(7) 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する事。

#### 施設係

(1) 芸術文化施設の維持管理に関する事。

(2) 芸術文化施設の指定管理者制度に関する事。

#### 文化財係

(1) 文化財の保護及び活用に関する事。

(2) 文化財の調査、指定及び管理に関する事。

(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能の振興に関する事。

(4) 埋蔵文化財の保護に関する事。

(5) 埋蔵文化財センターの管理及び連絡調整に関する事。

(6) 文化財保護審議会に関する事。

#### 観光にぎわい部

##### 観光課

##### 企画管理係

(1) 部、課の庶務に関する事。

(2) 観光振興に関する計画に関する事。

(3) 観光に関する企画及び調査に関する事。

(4) 観光施設（他課の所管に属するものを除く。）の整備及び運営に関する事。

(5) 観光宣伝の総括に関する事。

(6) ご当地グルメの振興に関する事。

##### 誘客促進係

(1) 観光客誘致の総括に関する事。

(2) 物産の振興に関する事。

(3) 観光産業の振興に関する事。

(4) 産業観光及び環境観光に関する事。

(5) インバウンド誘致に関する事。

(6) 観光資源の磨き上げに関する事。

#### M I C E ・エンターテインメント課

##### M I C E 推進係

(1) 課の庶務に関する事。

(2) MICE戦略に関すること。

(3) 北九州観光コンベンション協会に関すること。

#### 都心集客係

(1) 都心集客イベント戦略に関すること。

#### エンターテインメント振興係

(1) エンターテインメントの振興に関すること。

(2) 北九州フィルム・コミッション及び映像作品を活用したにぎわいづくりに関すること。

(3) 漫画ミュージアムとの連絡調整に関すること。

#### 門司港レトロ課

##### 企画調整係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 門司港レトロに係る関係機関等の窓口及び連絡調整に関すること。

(3) 門司港レトロに係る観光施設の管理運営に関すること。

##### 振興係

(1) 門司港レトロに係る観光振興に関すること。

(2) 門司港レトロに係る観光事業者、団体等の活性化に関すること。

#### スポーツ部

##### スポーツ振興課

##### 企画係

(1) 部、課の庶務に関すること。

(2) スポーツ及びスポーツを核としたまちづくりの推進に関する計画及び施策の総括に関すること。

(3) スポーツ推進審議会その他スポーツに関する各種委員会の開催に関すること。

(4) プロスポーツの振興に関すること。

(5) スポーツ分野の国際交流に関すること。

##### スポーツ振興係

(1) 競技スポーツ及び生涯スポーツの振興に関すること。

(2) スポーツ大会の奨励に関すること。

(3) 市民スポーツの企画及び普及に関すること。

(4) スポーツ関係団体に関すること。

##### スポーツコミッション係

- (1) スポーツ大会の誘致及び開催支援に関する事。
- (2) スポーツ大会の企画及び実施に関する事。

施設管理係

- (1) スポーツ施設等の設置、廃止及び管理並びに連絡調整に関する事。
- (2) 都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める運動施設の管理（工事請負費により行う施設の修繕を除く。）に関する事。

都市戦略局

総務政策部

総務課

庶務係

- (1) 局、部、課の庶務に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 局内事務の連絡調整に関する事。
- (4) 局内他課の所管に属しない事。

経理係

- (1) 局の予算及び決算に関する事。

住まい支援室

住宅政策係

- (1) 室の庶務に関する事。
- (2) 住宅行政の企画及び調整に関する事。
- (3) 高齢者住宅施策の総括に関する事。
- (4) 住宅に関する情報の提供に関する事。
- (5) 民間住宅等の供給の促進に関する事。
- (6) 住むなら北九州定住・移住推進に関する事。
- (7) マンション管理適正化の推進に関する事。

移住プロジェクト推進係

- (1) 移住に関する事（住宅政策係の所管に属するものを除く。）。

計画部

都市計画課

計画調整係

- (1) 部、課の庶務に関する事。
- (2) 都市計画審議会に関する事。

- (3) 都市計画の決定の総括に関する事。
- (4) 都市施設の計画決定に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 都市計画に係る調査及び計画に関する事。
- (6) 都市計画提案に関する事。
- (7) 都市計画マスタープランに関する事。
- (8) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事。
- (9) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関する事。
- (10) 租税特別措置法に基づく土地の譲渡予定価額の審査に関する事。
- (11) 立地適正化計画に係る届出等に関する事。

#### 土地利用係

- (1) 都市計画区域の指定に関する事。
- (2) 市街化区域及び市街化調整区域の指定に関する事。
- (3) 都市計画の地域地区の指定に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 都市計画基本図に関する事。
- (5) 都市計画証明に関する事。

#### 地区計画係

- (1) 地区計画の策定に関する事。
- (2) 地区計画に係る建築物等の届出に関する事。
- (3) 地区計画等策定市民支援事業に関する事。

#### 都市交通政策課

##### 企画調査係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 市営駐車場に関する事。
- (3) 環境首都総合交通戦略の総括及び総合的な調整に関する事。
- (4) 道路交通センサス等の総合交通調査に関する事。
- (5) 鉄道事業者との連携及び調整に関する事。
- (6) 公共交通の利用促進に関する事。

##### 公共交通係

- (1) おでかけ交通に関する事。
- (2) バス交通施策の企画及び調査に関する事。

- (3) 地域公共交通会議に関する事。
- (4) 公共交通に係る国の補助金に関する事。
- (5) 北九州モノレールに関する事。

#### 交通計画係

- (1) 都市計画道路の計画及び再編に関する事。
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条の規定による建築の許可に関する事（道路、駐車場等の交通施設に限る。）。
- (3) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関する事。
- (4) 北九州高速道路に関する事。
- (5) 下関北九州道路に関する事。
- (6) 旧交通科学館の跡施設に関する事。

#### 開発指導課

##### 調整係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 開発行政に係る総合的な調整に関する事。
- (3) 開発審査会（審査請求に係るものに限る。）に関する事。
- (4) 宅地防災工事資金等の融資に関する事。
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に関する事。

##### 開発指導第一係

##### 開発指導第二係

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する事。
- (2) 開発登録簿に関する事。
- (3) 租税特別措置法に基づく優良宅地の造成の認定に関する事。
- (4) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）に関する事。
- (5) 開発審査会（審査請求に係るものを除く。）に関する事（開発指導第一係に限る。）。

#### 指導部

##### 建築指導課

##### 指導係

- (1) 部、課の庶務に関する事。

- (2) 建築審査会に関すること。
- (3) 建築指導行政に係る企画及び総合的な調整に関すること。
- (4) 建築物等の許可、認定及び指定に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 建築協定の認可に関すること。
- (6) 中高層建築物等に係る紛争の予防及び調整に関すること。
- (7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく審査、検査及び認定に関すること（建築物に係るものに限る。）。
- (8) 福岡県福祉のまちづくり条例（平成10年福岡県条例第4号）に係る建築物等の審査及び検査に関すること。
- (9) 建築物総合環境性能評価制度に関すること。
- (10) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に基づく長期優良住宅建築等計画の審査、認定及び承認に関すること。
- (11) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。
- (12) 建築物の耐震改修工事費等の助成に関すること。
- (13) 民間建築物のアスベスト対策に関すること。
- (14) がけ地近接等危険住宅移転事業に関すること。
- (15) その他危険・有害建築物対策等に関すること。

#### 建築法規係

- (1) 違反建築物の是正指導に関すること。
- (2) 既存不適格建築物の改修計画認定に係る是正指導に関すること。
- (3) 保安上危険な建築物又は衛生上有害な建築物の措置に関すること。
- (4) 特殊建築物等の定期報告に関すること。
- (5) 建築物の防災指導に関すること。
- (6) 雑居ビル等の防災安全対策に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。
- (7) 建設工事に係る資材の再資源化に係る審査等に関すること。



## 建築審査課

### 調整係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 建築証明に関すること。
- (3) 租税特別措置法に基づく優良住宅の新築の認定及び住宅用家屋の証明に関すること。
- (4) 独立行政法人住宅金融支援機構に関すること。
- (5) 建築着工統計調査等に関すること。
- (6) 仮設建築物の許可に関すること。

### 審査第一係

### 審査第二係

- (1) 建築物の確認審査（設備省エネ係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 建築物の仮使用認定に関すること。
- (3) 住宅金融支援機構受託工事審査に関すること。
- (4) 建築物の施工状況の報告に関すること。
- (5) 建築物の中間検査（設備省エネ係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (6) 建築物の完了検査（設備省エネ係の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (7) 工作物の確認審査及び完了検査に関すること。
- (8) 道路位置指定に関すること（審査第一係に限る。）。
- (9) 敷地等と道路との関係の許可に関すること（審査第一係に限る。）。
- (10) 指定道路台帳に関すること（審査第一係に限る。）。
- (11) 指定確認検査機関に関すること（審査第一係に限る。）。
- (12) 構造の基準等に関すること（審査第二係に限る。）。

### 設備省エネ係

- (1) 建築物の確認審査（設備関係に限る。）に関すること。
- (2) 建築設備の確認審査及び完了検査に関すること。
- (3) 建築物の中間検査（設備関係に限る。）に関すること。
- (4) 建築物の完了検査（設備関係に限る。）に関すること。
- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく容積率特例認定、表示認定、

適合認定及び届出に関すること。

- (6) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく低炭素建築物の認定に関すること。

## 都市再生推進部

### 都市再生企画課

#### 事業調整係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 局所管事業の企画及び調整に関すること。
- (3) 局の所管に属する公共事業に係る補助金、負担金等の総括に関すること。
- (4) 都市再生整備計画の総括に関すること。
- (5) 大規模未利用地（市有地に限る。）の活用に関すること（他局の所管に属するものを除く。）。

#### 企画第一係

#### 企画第二係

#### 企画第三係

- (1) 街なか拠点のまちづくりに係る調査、計画及び調整に関すること。
- (2) 大規模未利用地における開発の誘導（市有地を除く。）に関すること。

#### 景観形成係

- (1) 景観に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 景観法（平成16年法律第110号）、北九州市都市景観条例（平成20年北九州市条例第52号）及び関門景観条例（平成13年北九州市条例第35号）に関すること。
- (3) 景観に係る届出及び指導に関すること。
- (4) 地域の景観づくり活動への支援に関すること。
- (5) 景観アドバイザー制度に関すること。
- (6) 都市景観賞等の市民啓発に関すること。
- (7) その他都市景観に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

## 緑政課

#### 公園計画調整係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 緑の基本計画に関すること。

- (3) 公園及び緑地の調査及び計画に関すること。
- (4) 公園及び緑地に係る関連事業との調整に関すること。
- (5) 風致地区及び特別緑地保全地区の指定に関すること。

#### 公園活用推進係

- (1) 公園活性化施策の企画及び調整に関すること。

#### 公園経営係

- (1) 有料公園等の運営に関すること。
- (2) 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会に関すること。
- (3) 到津の森公園基金に関すること。

#### 事業推進課

##### 事業推進係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の許認可及び公告に関すること。
- (3) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の施行区域内の建築行為等の制限に関する指導及び総括に関すること。
- (4) 土地区画整理審議会及び評価員並びに市街地再開発審査会及び審査員の総括に関すること。
- (5) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等に伴う審査請求に関すること。
- (6) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等に伴う清算金の徴収及び交付に関すること。
- (7) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等に伴う登記及び保留地の処分の総括に関すること。
- (8) 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の普及に関すること。
- (9) 組合等施行の土地区画整理事業、市街地再開発事業等の指導（他係の所管に属するものを除く。）及び助成に関すること。

##### 区画整理係

- (1) 土地区画整理事業の調査及び調整に関すること。
- (2) 土地区画整理事業の予算及び国庫補助要望に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の都市計画決定に関すること。
- (4) 土地区画整理事業の事業計画及び実施計画の指導及び総

括に関すること。

(5) 換地計画及び仮換地指定の指導及び総括に関すること。

(6) 組合等施行土地区画整理事業の技術の指導に関すること

。

(7) 城野ゼロ・カーボン先進街区の形成に関すること。

#### 開発支援係

(1) 民間開発の誘導の事業支援に関すること。

(2) 公共施設に関するモデルプロジェクトの推進に関すること。

#### 再開発係

(1) 市街地再開発事業等の事業支援に関すること（事業推進係の所管に属するものを除く。）。

(2) その他市街地整備の事業支援に関すること。

#### 学研用地整備係

(1) 北九州学術・研究都市用地の整備に関すること。

#### 空き家活用推進課

##### 空き家活用係

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 空き家等対策の総括に関すること。

(3) 空き家等の発生予防の啓発に関すること。

(4) 空き家等の活用の促進に関すること。

(5) 空き家等の活用の助成に関すること。

##### 空き家対策第一係

##### 空き家対策第二係

(1) 老朽空き家等の是正指導に関すること。

(2) 空き地等の是正指導に関すること。

(3) 北九州市特定空家等対策審査会に関すること。

(4) 老朽空き家等の除却の助成に関すること。

第3条建設局の項中「建設局」を「都市整備局」に改め、同条建設局総務  
「経理第一係  
用地部総務課の項中「経理係」を「経理第二係」に改め、同条建設局総務用  
地部用地管理課管理係の項第3号及び第4号中「建設局」を「都市整備局」  
に改め、同条建設局総務用地部用地管理課補償係の項第1号中「建築都市局  
」を「都市戦略局都市再生推進部事業推進課及び住宅部住宅整備課」に改め  
、同項第2号中「建築都市局住宅部住宅整備課」を「住宅部住宅整備課」に

改め、同条建設局総務用地部用地課用地係の項第2号中「建築都市局住宅部住宅整備課」を「住宅部住宅整備課」に改め、同条建設局道路部道路維持課道路維持係の項第2号中「電線類地中化事業」を「無電柱化事業」に改め、同項第3号中「及びトンネル」を「、トンネル、横断歩道及び大型カルバート」に改め、同項第4号中「モノレール軌道長寿命化事業の認可申請、調査及び設計」を「モノレール軌道長寿命化計画の総括」に改め、同条建設局道路部道路維持課道路環境係の項第1号中「道路照明灯LED化、ヒートアイランド対策舗装等」を「小規模附属物等」に改め、同項第2号中「自転車道整備事業等の調査及び設計」を「自転車活用推進」に改め、同項第4号中「放置自転車」を「放置自転車対策」に改め、同条建設局公園緑地部の項を削り、同条建設局の項中「河川部」を「河川公園部」に改め、同条建設局河川部の項に次のように加える。

#### 公園管理課

##### 管理係

- (1) 公園管理課及びみどり公園課の庶務に関すること。
- (2) 公園管理課及びみどり公園課の所管に属する軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関すること。
- (3) 公園、緑地、霊園及び街路樹の管理の総括に関すること。
- (4) 公園、緑地及び霊園の供用開始、廃止及び区域の変更に関すること。
- (5) 公園、緑地及び霊園の台帳に関すること。
- (6) 公園、緑地及び霊園の境界の明示の総括に関すること。
- (7) 公園、緑地及び霊園の統計調査に関すること。
- (8) 公園、緑地及び霊園の占用及び使用の総括に関すること。
- (9) 公園、緑地及び霊園の巡視の総括に関すること。
- (10) 風致地区及び特別緑地保全地区の規制の総括に関すること。
- (11) 風致審議会に関すること。

##### 事業推進係

- (1) 公園緑地事業の予算の調整及び国庫補助要望に関すること。
- (2) 都市緑化、緑の保全等に関すること。
- (3) 緑地協定及び民有地緑化の普及の指導に関すること。

- (4) 街路樹及び保存樹の指導及び総括に関すること。
- (5) 霊園及び街路樹の調査及び計画に関すること。
- (6) 自然公園及び遊歩道の調査、計画及び調整に関すること

。

#### みどり公園課

##### 整備係

- (1) 住区基幹公園の指導及び総括に関すること。
- (2) 公園、緑地、霊園及び街路樹の維持補修事業の調整及び総括に関すること。

##### 設計係

- (1) 主要施策に係る公園、緑地及び霊園の設計（防災事業に係るものを含む。）に関すること。
- (2) 公園（住区基幹公園を除く。）、緑地及び霊園の指導及び総括に関すること。

第3条建設局の項に次のように加える。

#### 住宅部

##### 住宅計画課

##### 計画係

- (1) 市営住宅のマネジメントの企画・計画に関すること。

##### 事業調整係

- (1) 部、課の庶務に関すること。
- (2) 部・課所管事業に伴う国庫補助申請等に関すること。
- (3) 公的賃貸住宅等に関する企画・調整等に関すること。
- (4) 住宅セーフティネットに関すること。
- (5) 北九州市住宅供給公社に関すること。
- (6) 北九州市居住支援協議会に関すること。

#### 住宅管理課

##### 管理第一係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市営住宅の使用料及び付加使用料の決定及び変更に関すること。
- (3) 市営住宅の使用料収入に係る電算処理に関すること。
- (4) 市営住宅使用者の収入調査に関すること。
- (5) 市営住宅の入居保証金の運用に関すること。
- (6) 住宅委員会に関すること。

## 管理第二係

- (1) 市営住宅の入退居に関する事。
- (2) 名義変更及び同居の承認に関する事。
- (3) 退居時の住宅検査に関する事。
- (4) 市営住宅管理人に関する事。
- (5) 市営住宅の不正入居及び適正入居に関する事。
- (6) 市営住宅における暴力団員等の排除に関する事。

## 訴訟係

- (1) 市営住宅使用料の滞納整理及び訴訟に関する事。
- (2) 市営住宅使用料の減免及び徴収猶予に関する事。
- (3) 他の公的賃貸住宅のあっせんに関する事。
- (4) 住宅新築資金等貸付事業に関する事。

## ストック活用係

- (1) 市営住宅（未利用地等を含む。）の用途廃止、活用及び処分に関する事。
- (2) 市営住宅共同施設の運営管理に関する事。
- (3) 市営住宅の台帳管理に関する事。

## 住宅整備課

### 整備第一係

### 整備第二係

- (1) 課の庶務に関する事（整備第一係に限る。）。
- (2) 市営住宅の建設及び改善の計画、起工等に関する事。
- (3) 課所管事業に伴う補償に関する事。
- (4) 市営住宅及び共同施設並びに団地内敷地の管理に関する事。
- (5) 市営住宅の増改築及び模様替え等の承認に関する事。

## 建設係

- (1) 市営住宅等建築工事の設計、監理及び検査に関する事。

## 建築部

### 建築支援課

### 建築支援係

- (1) 部、課（部内他課を含む。）の庶務に関する事。
- (2) 市有建築物（市営住宅を除く。）整備の企画及び計画に係る技術支援に関する事。

(3) 市有建築物（市営住宅を除く。）の設計、工事等の依頼に係る協議及び調整に関すること。

(4) 市有建築物（市営住宅を除く。）の整備に係る調査及び調整に関すること。

#### 保全指導係

(1) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の定期点検業務に係る技術支援に関すること。

(2) 市有建築物（市営住宅を除く。）の建築に係る維持保全の技術支援に関すること。

#### 長寿命化係

(1) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の長寿命化計画の推進に関すること。

(2) 市有建築物（学校施設及び市営住宅を除く。）の改修工事に係る技術的な助言に関すること。

(3) 市有建築物（市営住宅を除く。）の長寿命化推進の技術支援に関すること。

### 建築課

#### 設計係

(1) 市有建築物（市営住宅及び大規模市有建築物を除く。）の建築工事の設計に関すること。

#### 大規模施設整備係

(1) 大規模市有建築物（市営住宅を除く。）の建築工事の設計、工事監理及び検査に関すること。

#### 工事係

(1) 市有建築物（市営住宅及び大規模市有建築物を除く。）の建築工事の工事監理及び検査に関すること。

### 施設保全課

#### 保全第一係

#### 保全第二係

(1) 機能維持型工事（建築工事に限る。）の設計、工事監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。

(2) 各局で発注する軽微な工事の単価査定（建築工事に係るものに限る。）に関すること。

(3) 市有建築物（市営住宅を除く。）の耐震化促進の調整に関すること。



- (4) 耐震改修（市営住宅を除く。）に伴う耐震診断、補強計画、設計、工事監理及び検査に関すること。

## 設備部

### 機械設備課

#### 設備調整係

- (1) 部、課（電気設備課を含む。）の庶務に関すること。
- (2) 市有建築物の設備に係る企画、計画及び調査に関すること。
- (3) 市有建築物の設備に係る新設及び更新の技術的支援に関すること。

#### 機械第一係

#### 機械第二係

- (1) 機械設備工事（他課の所管に属するものを除く。）の設計、監理及び検査に関すること。
- (2) 機能維持型工事（機械設備工事に限る。）の設計、監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。

### 電気設備課

#### 電気第一係

#### 電気第二係

- (1) 電気設備工事（他課の所管に属するものを除く。）の設計、監理及び検査に関すること。
- (2) 機能維持型工事（電気設備工事に限る。）の設計、監理及び検査に関すること（市営住宅に係るものを除く。）。

#### 設備保全係

- (1) 市有建築物（市営住宅を除く。）の設備に係る維持保全の技術的支援に関すること。
- (2) 各局で発注する軽微な工事の単価査定（設備工事に係るものに限る。）に関すること。
- (3) 電気工作物（上下水道局、交通局及び公営競技局の管理するもの並びにその管理を委託したものを除く。）の保安の業務の総括に関すること。

第3条建築都市局の項を削り、同条港湾空港局港営部港営課港務係の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同条港湾空港局港営部港営課指導調整係の項の次に次のように加える。

#### 土地活用推進係

- (1) 企業立地戦略の企画に関すること。
- (2) 臨海部産業用地への企業立地促進に関すること。
- (3) 企業立地の促進に係る行政支援に関すること。
- (4) 未利用市有地（他課の所管に属するものを除く。）の調査及び活用に関すること。

第3条港湾空港局港営部物流振興課物流振興係の項に次の1号を加える。

- (4) 基幹統計その他港湾に関する各種統計に関すること。

第3条港湾空港局港営部物流振興課立地促進係の項を削り、同条港湾空港局港湾整備部計画課開発係の項第3号を削り、同条港湾空港局港湾整備部計画課の項に次のように加える。

#### 事業調整係

- (1) 港湾整備事業の事業調整に関すること。
- (2) 港湾脱炭素化推進計画に関すること。

第3条港湾空港局空港企画部空港企画課企画係の項第3号及び第4号中「利用促進」の次に「（空港アクセスを含む。）」を加え、同項第5号中「航空貨物拠点化」を「物流拠点化」に改め、同項第7号中「PR」を「新技術・脱炭素の推進に係る企画」に改め、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 空港の新技術・脱炭素の推進に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

第5条第4項中「みどりの愛護のつどい推進室」を「宇宙産業推進室、住まい支援室」に改め、同条第5項中「総務局」を「総務市民局」に改め、同条第6項中「市民文化スポーツ局地域・人づくり部」を「総務市民局地域・人づくり部」に改め、同条第8項中「保健福祉局地域福祉部」を「保健福祉局長寿推進部」に改め、同条第9項中「児童育成担当課長」を「居場所づくり担当課長」に改める。

第7条中「みどりの愛護のつどい推進室長」を「宇宙産業推進室長、住まい支援室長」に改める。

第8条第4項中「みどりの愛護のつどい推進室長」を「宇宙産業推進室長、住まい支援室長」に改め、同条第5項中「児童育成担当課長」を「居場所づくり担当課長」に改める。

第10条を削る。

（北九州市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 北九州市区役所等事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第76号の一部を次のように改正する。

第2条総務企画課広報広聴係（小倉南区役所を除く。）の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同条市民課市民係の項第3号中「及び戸籍の附票の写し」を「、戸籍の附票の写し及び戸籍電子証明書提供用識別符号」に改め、同条東谷出張所（小島郷出張所（若折尾出張所（八上津役出張所（八幡南出張所（

門司区役所）

司区役所）

倉南区役所）

倉南区役所）

倉南区役所）の項第5号中「及び戸籍の附票の写し」を「、戸籍の附票の松区役所）

幡西区役所）

八幡西区役所）

八幡西区役所）

写し及び戸籍電子証明書提供用識別符号」に改め、同項第38号を削る。

（北九州市事業所事務分掌規則の一部改正）

第3条 北九州市事業所事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第10条中「及び感染症医療対策部感染症医療対策課」を削る。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所）

第11条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所は、保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課をもって構成し、身体障害者更生相談所長及び知的障害者更生相談所長は、保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課長をもって充てる。

別表第1の企画調整局の項、総務局の項及び財政局の項を次のように改める。

政策局		北九州市東京事務所	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号（東京交通会館内）	第2類	所長	
総務市民局	総務部	北九州市立文学館	北九州市小倉北区大手町11番5号	第3類	館長	
		北九州市平和のまちミュージアム	北九州市小倉北区城内4番10号	第2類	館長	
	地域・人づくり部	北九州市立生涯学習総合センター	北九州市小倉北区大門一丁目6番43号	第3類	所長	
		北九州市立八幡西生涯学習総合センター	北九州市黒崎三丁目15番3号	第3類	所長	
	安全・安心推進部		北九州市立消費生活センター	北九州市戸畑区汐井町1番6号	第3類	館長
		北九州市立消費生活センター	北九州市計量検査所	北九州市小倉北区親和町6番2号	第4類	所長

財政・ 変革局		北九州市東部 市税事務所	北九州市小倉北区 大手町1番1号	第2類	所長
		北九州市西部 市税事務所	北九州市八幡西区 黒崎三丁目15番 3号	第2類	所長

別表第1の市民文化スポーツ局の項を削り、同表の保健福祉局の項中

「

保健所		北九州市小倉北区 馬借一丁目7番1 号	第2類	所長	を
-----	--	---------------------------	-----	----	---

」

「

保健所		北九州市小倉北区 馬借一丁目7番1 号	第2類	所長	に
	精神保健福祉 センター	北九州市小倉北区 馬借一丁目7番1 号	第3類	所長	
	難病相談支援 センター	北九州市小倉北区 馬借一丁目7番1 号	第3類	所長	

」

改め、同表の子ども家庭局の項中

「

子育て支 援部	北九州市立夜 宮青少年セン ター	北九州市戸畑区夜 宮一丁目2番1号	第3類	所長
	北九州市科学	北九州市八幡東区	第1類	館長

」

	館	東田四丁目1番1号		
科学館	北九州市立こども文化会館	北九州市小倉北区下津四丁目3番2号	第4類	館長

を

子育て支援部	北九州市立夜宮青少年センター	北九州市戸畑区夜宮一丁目2番1号	第3類	所長
--------	----------------	------------------	-----	----

に

改め、同表の建設局の項及び建築都市局の項を次のように改める。

都市ブランド創造局	総務文化部	文化企画課	北九州市立埋蔵文化財センター	北九州市小倉北区金田一丁目1番3号	第4類	所長
			北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目16番26号	第3類	館長
		北九州市立美術館	北九州市戸畑区西鞆ヶ谷町21番1号	第1類	館長	
		北九州市立自然史・歴史博物館	北九州市八幡東区東田二丁目4番1号	第1類	館長	
		北九州市科学館	北九州市八幡東区東田四丁目1番1号	第1類	館長	

		号		
	科学館	北九州市立こども文化会館	北九州市小倉北区下津四丁目3番2号	第4類 館長
		北九州市立松本清張記念館	北九州市小倉北区内2番3号	第2類 館長
		北九州市立文学館	北九州市小倉北区内4番1号	第2類 館長
		北九州市漫画ミュージアム	北九州市小倉北区浅野二丁目14番5号	第2類 館長
都市整備局		北九州市折尾総合整備事務所	北九州市八幡西区大浦二丁目13番7号	第2類 所長
		北九州市東部整備事務所	北九州市小倉北区大手町1番1号	第2類 所長
		北九州市西部整備事務所	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号	第2類 所長

別表第1の小倉北区役所の項中

北九州市立下富野保育所	北九州市小倉北区神幸町4番20号	第4類	所長
-------------	------------------	-----	----

を

北九州市立白 銀保育所	北九州市小倉北区白銀二丁目 2番25号	第4類	所長
----------------	------------------------	-----	----

北九州市立下 富野保育所	北九州市小倉北区神幸町4番 20号	第4類	所長
-----------------	----------------------	-----	----

改める。

別表第2の平和のまちミュージアムの項の次に次のように加える。

生涯学習総合センター

庶務係

- (1) 所及び生涯学習センターの庶務に関する事。
- (2) 所、生涯学習センター及び婦人会館の管理運営に関する事。
- (3) 所、八幡西生涯学習総合センター、生涯学習センター及び婦人会館の連絡調整に関する事。
- (4) 生涯学習の推進に係る調査研究に関する事。
- (5) 生涯学習情報の収集及び提供に関する事。
- (6) 生涯学習に関する相談に関する事。
- (7) 生涯学習に係る人材の育成に関する事。
- (8) 生涯学習に関する指導及び助言に関する事。

八幡西生涯学習総合センター

運営係

- (1) センターの庶務に関する事。
- (2) センターの管理運営に関する事。
- (3) 生涯学習情報の収集及び提供に関する事。
- (4) 生涯学習に関する相談に関する事。
- (5) 生涯学習に係る人材の育成に関する事。

消費生活センター

消費生活係

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 生活関連物資対策に関する事。
- (3) 総合食料品小売センターに関する事。
- (4) 家庭用品等の表示に係る立入検査等に関する事。
- (5) 施設の維持管理に関する事。



- (6) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 消費者の啓発及び教育に関すること。
- (8) 消費生活に係る相談及び苦情処理に関すること。
- (9) 消費生活に係る事業者の指導に関すること。
- (10) 消費者団体及び消費者リーダーの育成に関すること。
- (11) 消費生活審議会に関すること。
- (12) 区における消費生活相談窓口に関すること。

#### 計量検査所

- (1) 所の庶務に関すること。
- (2) 計量器の定期検査に関すること。
- (3) 計量に係る立入検査に関すること。
- (4) 計量思想の普及に関すること。
- (5) その他計量の指導及び取締りに関すること。

別表第2の生涯学習総合センターの項、八幡西生涯学習総合センターの項、埋蔵文化財センターの項、長崎街道木屋瀬宿記念館の項、消費生活センターの項、計量検査所の項、美術館の項、自然史・歴史博物館の項、松本清張記念館の項、文学館の項及び漫画ミュージアムの項を削り、同表の保健所医務薬務課の項の前に次のように加える。

#### 保健企画課

##### 企画調整係

- (1) 所、課の庶務に関すること。
- (2) 地域保健法第5条第1項の保健所の総括に関すること。
- (3) 保健所運営協議会に関すること。
- (4) 保健所における健康危機対応の総括に関すること。
- (5) 保健技術者の研修及び育成に関すること。
- (6) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (7) 地域保健に係る調査、研究及び啓発に関すること。
- (8) 人口動態調査その他保健関係の統計に関すること（国民健康・栄養調査を除く。）。
- (9) 総合保健福祉センターの施設の維持管理に関すること。
- (10) 総合保健福祉センター内事務の連絡調整に関すること。
- (11) 総合保健福祉センター附属駐車場の運営に関すること。

##### 公害保健係

- (1) 公害に係る健康被害の補償に関すること。
- (2) 公害に係る健康被害の予防事業に関すること。

## 感染症予防係

- (1) 感染症の予防及び医療の総括に関すること。
- (2) 原子爆弾被爆者の医療等に関すること。

別表第2の保健所医務薬務課医務係の項第1号中「所、」を削り、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号から第12号までを削り、同表の保健所保健予防課予防係の項第3号中「(新型コロナウイルス感染症を除く。)」を削り、同項第5号中「(新型コロナウイルス感染症患者を除く。)」を削り、同項第6号中「(新型コロナウイルス感染症を除く。)」を削り、同表の保健所保健予防課の項中「感染症保健第一係 感染症保健第二係」を「感染症保健係」に改め、同表の保健所保健予防課公害保健係の項を削り、同表の保健予防課所保健予防課の項の次に次のように加える。

## 地域リハビリテーション推進課

### 障害者福祉係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 心身障害者の更生、援護等の相談に関すること。
- (3) 心身障害者の医学的、心理学的及び職能的検査、診断及び判定並びにこれらに基づく必要な指導に関すること。
- (4) 心身障害者巡回相談に関すること。
- (5) 身体障害者福祉業務についての調査及び研究に関すること。
- (6) 身体障害者の自立支援医療(更生医療に限る。)の要否の判定に関すること。
- (7) 戦傷病者の更生医療の要否の判定に関すること。
- (8) 身体障害者及び戦傷病者の補装具の要否、処方及び適合判定に関すること。
- (9) 言語機能回復訓練事業に関すること。
- (10) 中途視覚障害者緊急生活訓練事業に関すること。
- (11) 介護実習・普及センター(福祉用具プラザ北九州)に関すること。
- (12) 関係職員の専門技術研修及び育成に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、北九州市立障害福祉センターに関すること。

### 障害認定係

- (1) 北九州市介護給付費等の支給に関する審査会の管理運営等に関すること。
- (2) 障害支援区分の審査判定等（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 障害支援区分等に係る認定調査に関すること。

#### リハビリテーション推進係

- (1) 地域リハビリテーションの推進に関すること。
- (2) 区リハビリテーション連絡協議会に関すること。

#### 精神保健福祉センター

##### 管理係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (3) 薬品の購入並びに1件30万円以下の医療用機器材の購入、修繕等の契約及び検収に関すること。
- (4) 精神医療審査会に関すること。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療に限る。）に関すること。

##### 技術支援係

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する普及啓発及び調査研究に関すること。
- (2) 関係諸機関に対する技術支援及び教育研修に関すること。
- (3) 精神障害者の社会復帰に必要な相談、指導等に関すること。
- (4) ひきこもり地域支援センターに関すること。

##### いのちとこころの支援係

- (1) いのちとこころの支援センターに関すること。

#### 難病相談支援センター

##### 企画調整係

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく特定医療費の支給に関すること。
- (3) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業に関すること。
- (4) その他難病患者等の支援に関すること。
- (5) 疾病対策に関すること。

東部生活衛生課

別表第2の保健所西部生活衛生課広域食品指導係（東部生活衛生課に限る。）の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表の科学館の項及びこども文化会館の項を削り、同表の中央卸売市場の項の次に次のように加える。

埋蔵文化財センター

- (1) 所の庶務に関する事。
- (2) 所の管理運営に関する事。
- (3) 埋蔵文化財の調査に関する事。
- (4) 出土品その他の考古学的資料の整理、収蔵及び研究に関する事。

長崎街道木屋瀬宿記念館

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営に関する事。
- (3) 木屋瀬宿に係る史料に関する事。
- (4) 木屋瀬地域の文化の振興に関する事。

美術館

普及課

普及係

- (1) 館の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営に関する事。
- (3) 美術の普及に関する事。
- (4) 美術品取得基金の管理に関する事。

学芸課

学芸係

- (1) 美術品等の収集、保管及び展示に関する事。
- (2) 美術館資料の調査研究に関する事。
- (3) 美術についての講演会、講習会及び講座等の開催に関する事。
- (4) 美術相談に関する事。

自然史・歴史博物館

普及課

企画係

- (1) 館、課、自然史課及び歴史課の庶務に関する事。
- (2) 館の管理運営及び広報に関する事。
- (3) 特別展の総合調整に関する事。

教育普及係

- (1) 館の教育普及に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

#### 自然史課

- (1) 自然史資料等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 自然史資料等の調査研究に関すること。
- (3) 自然史等についての講演会、講習会及び講座等の開催に関すること。
- (4) 自然史等の相談に関すること。

#### 歴史課

- (1) 歴史資料等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 歴史資料等の調査研究に関すること。
- (3) 歴史等についての講演会、講習会及び講座等の開催に関すること。
- (4) 歴史等の相談に関すること。

#### 科学館

##### 普及課

##### 庶務係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 館の管理運営に関すること。
- (3) こども文化会館の維持管理に関すること。

##### 普及係

- (1) 館の広報に関すること。
- (2) 科学及び技術についての展示に関すること。
- (3) 科学及び技術についての講演会、講習会、講座等の開催に関すること。
- (4) 科学に関するグループ活動及びその指導者の育成に関すること。
- (5) 科学に関する実験実習及びプラネタリウムによる天体学習に関すること。
- (6) 科学を学習する上で必要となる教材の提供に関すること。
- (7) 科学に関する催し物の開催及び周辺施設等と連携したにぎわいづくりに関すること。

#### こども文化会館

- (1) 館の管理運営に関すること。
- (2) 児童文化についての講演会、講習会、講座等の開催に関する

ること。

- (3) 指導者の育成に関すること。
- (4) 児童の創作発表に関すること。
- (5) 児童文化クラブの指導及び奨励に関すること。
- (6) 児童文化財の製作及び展示に関すること。
- (7) 児童文化についての資料及び情報の提供に関すること。

#### 松本清張記念館

##### 事務局

##### 庶務係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 館の管理運営に関すること。

##### 企画係

- (1) 松本清張についての文学資料等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 松本清張についての文学資料等の調査研究に関すること。
- (3) 松本清張の作品についての特別展及び文学講座等の開催に関すること。
- (4) 松本清張についての情報の集積及び発信に関すること。

#### 文学館

##### 事務局

##### 庶務係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 館の管理運営に関すること。

##### 企画係

- (1) 市にゆかりのある文学者に係る文学資料等の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 市にゆかりのある文学者に係る文学資料等の調査研究に関すること。
- (3) 特別展、文学講座等の開催に関すること。
- (4) 北九州市における文学賞についての情報の集積及び発信に関すること。
- (5) 文学の振興及び相談に関すること。

#### 漫画ミュージアム

##### 事務局

##### 庶務係

- (1) 館の庶務に関すること。
- (2) 館の管理運営に関すること。
- (3) 閲覧エリアに係る漫画関連資料等の収集、保管及び展示に関すること。

#### 企画係

- (1) 館の広報に関すること。
- (2) 漫画関連資料等（閲覧エリアに係るものを除く。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 漫画関連資料等の調査研究に関すること。
- (4) 漫画等についての特別展、講演会及び講座等の企画及び開催に関すること。

#### 折尾総合整備事務所

##### 事業調整課

##### 管理係

- (1) 所、課（所内他課を含む。）の庶務に関すること。
- (2) 折尾土地区画整理審議会等の運営に関すること。

##### 事業調整係

- (1) 折尾地区総合整備事業の事業計画、実施計画及び事業の進捗管理に関すること。
- (2) 折尾地区総合整備事業に係る関係団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 連続立体交差点事業において九州旅客鉄道株式会社が施工する工事に伴う補償及び地元対応等に関すること。
- (4) 連続立体交差事業の整備に伴う認可申請及び調査等に関すること。

#### 整備課

##### 事業係

- (1) 土地区画整理事業の事業計画及び実施計画の調整及び管理に関すること（資金計画を含む。）。
- (2) 土地区画整理事業及び街路事業等の事業進捗及び予算執行の調整及び管理に関すること。
- (3) 仮換地に指定されない土地の管理に関すること。

##### 換地係

- (1) 換地設計及び仮換地の指定（権利の申告等を含む。）に関すること。

- (2) 換地計画及び換地処分に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の施行地区内の建築行為の制限に関する  
こと。
- (4) 土地区画整理事業に伴う諸証明の受付及び発行に関する  
こと。

工事係

- (1) 土地区画整理事業の工事に係る調査、設計及び施工に関す  
ること。
- (2) 街路事業等の整備に伴う認可申請、調査及び設計並びに工  
事に関すること。

別表第2の折尾総合整備事務所の項を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。  
(北九州市公印規則の一部改正)
- 2 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように  
改正する。

第8条第2項中「総務局総務部法制課長」を「総務市民局総務部法制課長」に改める。

第10条第1項本文中「、市政変革推進室長、秘書室長及び広報室長」を  
「及び市長公室長」に改める。

第15条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

別表第1の市印・市長印等の項中

「

総務局総 務部法制 課
-------------------

」を「

総務市民 局総務部 法制課
---------------------

」に改め、

同表の専用市印・専用市役所印の項中

「

総務局人事部人事課長	総務局人事部人事課
保健福祉局健康医療部保険 年金課長及び区役所国保年 金課長	保健福祉局健康医療部保険年金課 及び区役所国保年金課

」を



総務市民局人事部人事課長	総務市民局人事部人事課
保健福祉局長寿推進部保険年金課長及び区役所国保年金課長	保健福祉局長寿推進部保険年金課及び区役所国保年金課

に、

健保特例専用 北九州市印	方 1 5	2	日雇特例 被保険者 受給資格 者票用及 び健康保 険日雇特 例被保険 者手帳用	区役所総務 企画課長（ 門司区役所 、若松区役 所及び戸畑 区役所に限 る。）	区役所総務 企画課（門 司区役所、 若松区役所 及び戸畑区 役所に限る 。）
		3	サービス 利用票（ 兼居宅サ ービス計 画）用及 びサービ ス提供票 用	区役所保健 福祉課長	区役所保健 福祉課
介護保険専用 北九州市印					

を

介護保険専用 北九州市印	方 1 5	2	サービス 利用票（ 兼居サー ビス計画 ）用及び サービス 提供票用	区役所保健 福祉課長	区役所保健 福祉課
-----------------	----------	---	--	---------------	--------------

に、

「4」を「3」に、

技術支援部及び保健所専用北九州市印	方2 4	5	技術支援部及び保健所における公文書用	保健福祉局感染症医療対策部感染症医療対策課長	保健福祉局感染症医療対策部感染症医療対策課	を
-------------------	---------	---	--------------------	------------------------	-----------------------	---

保健所専用北九州市印	方2 4	4	保健所における公文書用	保健福祉局保健所保健企画課長	保健福祉局保健所保健企画課	に、
------------	---------	---	-------------	----------------	---------------	----

市名をもってする総務局長が指定する帳票用	を	市名をもってする総務市民局長が指定する帳票用	に、
----------------------	---	------------------------	----

総務局総務部法制課	を	総務市民局総務部法制課	に改め、
-----------	---	-------------	------

同表の専用市長印の項中

総務局人事部人事課長	総務局人事部人事課	を
法制課長	総務局総務部法制課	
財政局財務部財政課長	財政局財務部財政課	
財政局税務部課税第一課長	財政局税務部課税第一課長	
財政局債権管理室東部料金納付課長及び西部料金納付課長	財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課	

総務市民局人事部人事課長	総務市民局人事部人事課
法制課長	総務市民局総務部法制課
財政・変革局財務部財政課長	財政・変革局財務部財政課
財政・変革局税務部課税第一課長	財政・変革局税務部課税第一課
財政・変革局債権管理室東部料金納付課長及び西部料金納付課長	財政・変革局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課

に、

健保特例専用 北九州市長印	方 2 1	9	健康保険 日雇特例 被保険者 保険料納 入状況の 証明事務 用	区役所総 務企画課 長（門司 区役所、 若松区役 所及び戸 畑区役所 に限る。 ）	区役所 総務企 画課（ 門司区 役所、 若松区 役所及 び戸畑 区役所 に限る。 。）
国民年金専用 北九州市長印	方 2 4	1 0	国民年金 諸届審査 用	区役所国 保年金課 長	区役所 国保年 金課

を

国民年金専用 北九州市長印	方 2 4	9	国民年金 諸届審査	区役所国 保年金課	区役所 国保年
------------------	----------	---	--------------	--------------	------------

に、

		用	長	金課
--	--	---	---	----

1 1
1 2
1 3
1 4

を

1 0
1 1
1 2
1 3

に、

技術支援部及 び保健所専用 北九州市長印
----------------------------

市長名を もってす る技術支 援部及び 保健所に おける公 文書用	保健福祉 局感染症 医療対策 部感染症 医療対策 課長	保健福 祉局感 染症医 療対策 部感染 症医療 対策課
---	--	---

を

保健所専用北 九州市長印
-----------------

市長名を もってす る保健所 における 公文書用	保健福祉 局保健所 保健企画 課長	保健福 祉局保 健所保 健企画 課
--------------------------------------	----------------------------	-------------------------------

に、

1 5
1 6
1 7

を

1 4
1 5
1 6

に、

1 8
1 9
2 0

1 7
1 8
1 9

特殊車両通行許可専用 北九州市長印
整備事務所 専用北九州市長印

2 1	特殊車両通行許可証用	建設局道路部管理課長	建設局道路部管理課
2 2	市長名をもつてする整備事務所における公文書用	整備事務所庶務課長	整備事務所庶務課

を

建築事務専用北九州市長印
特殊車両通行許可専用北九州市長印

2 0	建築諸証明事務用	都市戦略局指導部建築審査課長	都市戦略局指導部建築審査課
2 1	特殊車両通行許可証用	都市整備局道路部管理課長	都市整備局道路部管理課

に、

2 3	を	2 2	に、
2 4		2 3	

建築都市局住宅部住宅管理課長	建築都市局住宅部住宅管理課	を
----------------	---------------	---

都市整備局住宅部住宅管理課長	都市整備局住宅部住宅管理課	に、
----------------	---------------	----

建築事務専用北九州市長印	2 5	建築諸証明事務用	建築都市局指導部建築審査課長	建築都市局指導部建築審査課	を
--------------	-----	----------	----------------	---------------	---

整備事務所専用北九州市長印	2 4	市長名をもつてする整備事務所における公文書用	整備事務所庶務課長	整備事務所庶務課	に、
---------------	-----	------------------------	-----------	----------	----

2 6	建設局及び建築都市局における契約事務用及び登記事務用	建設局総務用地部総務課長及び建築都市局総務部総務課長	建設局総務用地部総務課及び建築都市局総務部総務課	を
-----	----------------------------	----------------------------	--------------------------	---

2 5	都市戦略局及び都市整備局における契約事務用及び登記事務用	都市戦略局総務政策部総務課長及び都市整備局総務用地部総務課長	都市戦略局総務政策部総務課及び都市整備局総務用地部総務課	に、
-----	------------------------------	--------------------------------	------------------------------	----

」

2 7		2 6	
2 8		2 7	
2 9		2 8	
3 0	を	2 9	に、
3 1		3 0	
3 2		3 1	
3 3		3 2	

市長名をもってする 総務局長が指定する 帳票用	法制課長	総務局総務部法制課	
市長名をもってする 総務局長が指定する 帳票に係る訂正用	財政局税務部課税 第二課長及び固定 資産税課長並びに 市税事務所市民税 課長、門司税務課 長、小倉南税務課 長、若松税務課長 、八幡東税務課長 及び戸畑税務課長	財政局税務部課税第二 課及び固定資産税課並 びに市税事務所市民税 課、門司税務課、小倉 南税務課、若松税務課 、八幡東税務課及び戸 畑税務課	を

市長名をもってする 総務市民局長が指定 する帳票用	法制課長	総務市民局総務部法制 課
---------------------------------	------	-----------------

市長名をもってする 総務市民局長が指定 する帳票に係る訂正 用	財政・変革局税務 部課税第二課長及 び固定資産税課長 並びに市税事務所 市民税課長、門司 税務課長、小倉南 税務課長、若松税 務課長、八幡東税 務課長及び戸畑税 務課長	財政・変革局税務部課 税第二課及び固定資産 税課並びに市税事務所 市民税課、門司税務課 、小倉南税務課、若松 税務課、八幡東税務課 及び戸畑税務課	に
--	---	---	---

改め、同表の補助機関等の印の副市長印の項中

「 総務局総務部法制課 」	を	「 総務市民局総務部法制課 」	に
---------------------	---	-----------------------	---

改め、同表の補助機関等の印の項中

「 財政局税務部固定資産税課長 」	財政局税務部固定資産税課	を
「 建築都市局指導部建築審査課 長 」	建築都市局指導部建築審査課	
「 法制課長 」	総務局総務部法制課	

「 財政・変革局税務部固定資産 税課長 」	財政・変革局税務部固定資産税 課	に、
「 都市戦略局指導部建築審査課 長 」	都市戦略局指導部建築審査課	
「 法制課長 」	総務市民局総務部法制課	



保健福祉局保健所医務薬務課長及び西部生活衛生課長	保健福祉局保健所医務薬務課及び西部生活衛生課	を
保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課長	保健福祉局技術支援部地域リハビリテーション推進課	

保健福祉局保健所保健企画課長及び西部生活衛生課長	保健福祉局保健所保健企画課及び西部生活衛生課	に
保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課長	保健福祉局保健所地域リハビリテーション推進課	

改め、同表の補助機関等の専用印の項中

市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課長及び区政事務センター所長並びに区役所市民課長及び区役所出張所長	市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課及び区政事務センター並びに区役所市民課及び区役所出張所	を
---	--	---

総務市民局市民部区政推進課長及び区政事務センター所長並びに区役所市民課長及び区役所出張所長	総務市民局市民部区政推進課及び区政事務センター並びに区役所市民課及び区役所出張所	に、
---	--	----

市民文化スポーツ局市民総務部区政事務センター所長及び区役所市民課長	市民文化スポーツ局市民総務部区政事務センター及び区役所市民課	を
-----------------------------------	--------------------------------	---

総務市民局市民部区政事務センター所長及び区役所市民課	総務市民局市民部区政事務センター及び区役所市民課	に、
----------------------------	--------------------------	----

長

電子計算機処理による福祉事務所長名をもってする帳票（総務局長が指定するものに限る。）用

を

電子計算機処理による福祉事務所長名をもってする帳票（総務市民局長が指定するものに限る。）用

に、

総務局総務部法制課

を

総務市民局総務部法制課

に

改める。

別表第2の2 専用市印及び専用市役所印の表中ひな型2を削り、ひな型3をひな型2とし、ひな型4をひな型3とし、ひな型5をひな型4とする。

別表第2の3 専用市長印の表中ひな型9を削り、ひな型10をひな型9とし、ひな型11からひな型20までを1ずつ繰り上げ、ひな型19の次に次のように加える。

20

建 築 事 務
北 九 州 市 長 印
専 用

別表第2の3 専用市長印の表中ひな型22を削り、ひな型23をひな型22とし、ひな型24をひな型23とし、ひな型23の次に次のように加える。

24

北 九 州
-------

市 長 印

別表第2の3 専用市長印の表中ひな型25を削り、ひな型26をひな型25とし、ひな型27からひな型33までを1ずつ繰り上げる。

(北九州市公報発行規則の一部改正)

- 3 北九州市公報発行規則(昭和38年北九州市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「総務局総務部法制課長」を「総務市民局総務部法制課長」に改める。

(北九州市広告物審議会規則の一部改正)

- 4 北九州市広告物審議会規則(昭和38年北九州市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第6条中「建設局」を「都市整備局」に改める。

(北九州市職員懲戒審査委員会規則の一部改正)

- 5 北九州市職員懲戒審査委員会規則(昭和38年北九州市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務局人事部」を「総務市民局人事部」に、「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市自動車交通事故対策委員会規則の一部改正)

- 6 北九州市自動車交通事故対策委員会規則(昭和38年北九州市規則第122号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務局長」を「総務市民局長」に、「総務局総務部長」を「総務市民局総務部長」に改める。

第9条中「総務局総務部総務課」を「総務市民局総務部総務課」に改める。

。

(北九州市会計規則の一部改正)

- 7 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

出納員 へ委任 する事 務	局部課	出納員となるべき 職	局区長となる べき職	所管会 計管理 者

会計管理者の命をうけてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務	会計室		会計室次長	会計室長	会計管理者
	市長公室	秘書課	秘書課長	市長公室長	
		マーケティング課	マーケティング課長		
		広報戦略課	広報戦略課長		
		報道課			
	危機管理室	危機管理課	危機管理課長	危機管理監	
	デジタル市役所推進室	D X 推進課	D X 推進課長	デジタル政策監	
技術監理局	技術部	技術企画課	技術企画課長	技術監理局長	
		検査課			
		技術管理課			
		技術支援課			

	契約部	契約制度課	契約制度課長	
		契約課	契約課長	
政策局	総務国際部	総務課	総務課長	政策局長
		国際政策課	国際政策課長	
	政策部	政策課	政策課長	
		Z世代課	Z世代課長	
	東京事務所		東京事務所副所長	
総務市民局	総務部	総務課	総務課長	総務市民局長
		法制課	法制課長	
		文書館	文書館長	
	平和のまちミュージアム事務局	平和のまちミュージアム事務局	平和のまちミュージアム事務局長	

ジ ア ム		
	女性の輝く 社会推進室	女性の輝く社会推 進室次長
人 事 部	人事課	人事課長
	給与課	給与課長
	福利課	福利課長
市 民 部	区政推 進課	区政推進課長
	区政事 務セン ター	区政事務センター 所長
	広聴課	広聴課長
地 域 ・ 人 づ く り 部	地域振 興課	地域振興課長
	生涯学 習課	生涯学習課長

	安全・安心推進部	安全・安心推進課	安全・安心推進課長		
財政・変革局	財務部	財政課	財政課長	財政・変革局長	
	市政変革推進室	市政変革推進室	市政変革推進室次長		
	税務部	税制課	税制課長		
		課税第一課	課税第一課長		
		課税第二課	課税第二課長		
		固定資産税課	固定資産税課長		
収税企画		収税企画課長			

		画課		
	債権管理室	企画管理課	企画管理課長	
保健福祉局	総務部	総務課	総務課長	保健福祉局長
	地域共生社会推進部	地域福祉推進課	地域福祉推進課長	
		認知症支援・介護予防課	認知症支援・介護予防課長	
		保護課	保護課長	
	長寿推進部	長寿社会対策課	長寿社会対策課長	
		介護保険課	介護保険課長	
		保険年金課	保険年金課長	
	先進的介護	先進的介護システム		



	システム推進室	ム推進室次長
障害福祉部	障害福祉企画課	障害福祉企画課長
	障害者支援課	障害者支援課長
	精神保健・地域移行推進課	精神保健・地域移行推進課長
健康医療部	地域医療課	地域医療課長
	健康推進課	健康推進課長
	健康危機管理課	健康危機管理課長
	夜間・休日急患センター	夜間・休日急患センター長
保健衛生部	保健衛生課	保健衛生課長
	動物愛護センター	動物愛護センター所長

	ター	
保健所	保健企画課	保健企画課長
	医務薬務課	医務薬務課長
	保健予防課	保健予防課長
	地域リハビリテーション推進課	地域リハビリテーション推進課長
	精神保健福祉センター	精神保健福祉センター所長
	難病相談支援センター	難病相談支援センター所長
	東部生活衛生課	東部生活衛生課長
人権推	人権文化推進課	人権文化推進課長

	進 セ ン タ ー	同和対 策課	同和対策課長	
子 ど も 家 庭 局	子 ど も 家 庭 部	総務企 画課	総務企画課長	子 ど も 家 庭 局 長
		こども 施設企 画課	こども施設企画課 長	
	子 育 て 支 援 部	子育て 支援課	子育て支援課長	
		こども 若者成 育課	こども若者成育課 長	
環 境 局	総 務 政 策 部	総務課	総務課長	環 境 局 長
		環境学 習課	環境学習課長	
	グ リ ー ン 成 長 推 進	グリー ン成長 推進課	グリーン成長推進 課長	
		再生可 能エネ ルギー 導入推	再生可能エネルギー 導入推進課長	

		部	進課		
			サーキ ュラー エコノ ミー推 進課	サーキュラーエコ ノミー推進課長	
		環 境 国 際 部	環 境 国 際 戦 略 課	環 境 国 際 戦 略 課 長	
		環 境 監 視 部	環 境 監 視 課	環 境 監 視 課 長	
			産 業 廃 棄 物 対 策 課	産 業 廃 棄 物 対 策 課 長	
		循 環 社 会 推 進 部	循 環 社 会 推 進 課	循 環 社 会 推 進 課 長	
			業 務 課	業 務 課 長	
			施 設 課	施 設 課 長	
産 業 経 済 局		総 務 政 策 部	総 務 課	総 務 課 長	産 業 経 済 局 長
			産 業 政 策 課	産 業 政 策 課 長	

地域 経済 振興 部	雇用・ 産業人 材政策 課	雇用・産業人材政 策課長
	中小企 業振興 課	中小企業振興課長
	サービ ス産業 政策課	サービス産業政策 課長
未来 産業 推進 部	未来産 業推進 課	未来産業推進課長
	宇宙産 業推進 室	宇宙産業推進室長
	スター トアッ プ推進 課	スタートアップ推 進課長
企業 立地 支援 部	企業立 地支援 課	企業立地支援課長
	国際ビ ジネス 戦略課	国際ビジネス戦略 課長

		物流拠点推 進室	物流拠点推 進室次 長	
	農 林 水 産 部	農林課	農林課長	
		水産課	水産課長	
		鳥獣被 害対策 課	鳥獣被害対策課長	
都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局	総 務 文 化 部	総務課	総務課長	都 市 ブ ラ ン ド 創 造 局 長
		文化企 画課	文化企画課長	
	観 光 に ぎ わ い 部	観光課	観光課長	
		M I C E・エ ンター テイン メント 課	M I C E・エン ターテイン メント課 長	
	ス ポ ー ツ 部	スポ ー ツ 振 興 課	スポーツ振興課長	
美	普及課	普及課長		

	術 館	学芸課	学芸課長	
	松 本 清 張 記 念 館	松本清 張記念 館事務 局	松本成長記念館事 務局長	
	文 学 館	文学館 事務局	文学館事務局長	
	漫 画 ミ ュ ー ジ ア ム	漫画ミ ュージ アム事 務局	漫画ミュージアム 事務局長	
都 市 戦 略 局	総 務 政 策 部	総務課	総務課長	都 市 戦 略 局 長
		住まい 支援室	住まい支援室長	
	計 画 部	都市計 画課	都市計画課長	
		都市交	都市交通政策課長	

		通政策課		
		開発指導課	開発指導課長	
	指導部	建築指導課	建築指導課長	
		建築審査課	建築審査課長	
	都市再生推進部	都市再生企画課	都市再生企画課長	
		緑政課	緑政課長	
		事業推進課	事業推進課長	
		空き家活用推進課	空き家活用推進課長	
都市整備局	総務用地部	総務課	総務課長	都市整備局長
		用地管理課	用地管理課長	
		用地課	用地課長	
	道	管理課	管理課長	



路 部	道路維 持課	道路維持課長
	道路計 画課	道路計画課長
	道路建 設課	道路建設課長
	街路課	街路課長
河 川 公 園 部	水環境 課	水環境課長
	河川整 備課	河川整備課長
	神嶽川 旦過地 区整備 室	神嶽川旦過地区整 備室長
	公園管 理課	公園管理課長
	みどり 公園課	みどり公園課長
住 宅 部	住宅計 画課	住宅計画課長

		住宅管 理課	住宅管理課長	
		住宅整 備課	住宅整備課長	
	建 築 部	建築支 援課	建築支援課長	
		建築課	建築課長	
		施設保 全課	施設保全課長	
	設 備 部	機械設 備課	機械設備課長	
		電気設 備課	電気設備課長	
港湾 空港 局	エネ ルギ ー 産 業 拠 点 化 推 進 室	エネ ルギ ー 産 業 拠 点 化 推 進 課	エネルギー産業拠 点化推進課長	港湾空港局長

	空港企画部	空港企画課	空港企画課長	
消防局	総務部	総務課	総務課長	消防局長
		人事課	人事課長	
		訓練研修センター	訓練研修センター 所長	
	予防部	予防課	予防課長	
		指導課	指導課長	
		規制課	規制課長	
	警防部	警防課	警防課長	
		消防団課	消防団課長	
		消防航空隊	消防航空隊長	
	救急部	救急課	救急課長	
		指令課	指令課長	
	市議会事務局	総務課	総務課長	
議事課				

		政策調査課		
教育 委員 会事 務局	総務 部	総務課	総務課長	教育次長
		企画調整課	企画調整課長	
	教職員 部	教職員課	教職員課長	
	学校支 援部	学事課	学事課長	
		学校保健課	学校保健課長	
		施設課	施設課長	
	学校教育 部	指導企画課	指導企画課長	
		学校教育課		
		生徒指導課		
		特別支援教育		

		課	
	次世代教育推進部	次世代教育推進課	次世代教育推進課長
		教育情報化推進課	教育情報化推進課長
	幼稚園		幼稚園長
	小学校		小学校長
	中学校		中学校長
	特別支援学校		特別支援学校長
人事委員会行政委員会事務局	総務課		総務課長
	任用課		任用課長
	調査課		
選挙管理委員会行政委員会事務局	総務課		総務課長
	選挙課		選挙課長
			人事委員会行政委員会事務局長
			選挙管理委員会行政委員会事務局長

	局			
	監査委員 行政委員会 事務局	総務課	総務課長	監査委員行政 委員会事務局 長
		監査第一課	監査第一課長	
		監査第二課		

別表第2を次のように改める。

区出納員へ委任する事務	局部課	区出納員となるべき職	局区長となるべき職	所管会計管理者
門司区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出	総務企画課	庶務係長	門司区長	門司区会計管理者
	コミュニティ支援課	コミュニティ支援課長		
	市民課	市民課長		
	国保年金課	国保年金課長		
	まちづくり整備課	まちづくり整備課長		
	保健福祉課	保健福祉課長		
	保護課	保護課長		
	松ヶ江出張所	松ヶ江出張所長		

納保管 事務	大里出張所		大里出張所長		
	東 部 市 税 事 務 所	門司税務課		門司税務課長	
		新門司地域交流センター		新門司地域交流センター次長	
	新門司工場		新門司工場長		
	新門司環境センター		新門司環境センター副所長		
	門司港レトロ課		門司港レトロ課長		
	港 湾 空 港 局	総務部	総務課	総務課長	港湾空港局長
			クルーズ・交流課	クルーズ・交流課長	
		港営部	港営課	港営課長	
			物流振興課	物流振興課長	
		港湾整備部	計画課	計画課長	
			整備課	整備課長	

	門司消防署	予防課	予防課長	門司区長	
		警防課			
小倉北区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務		総務企画課	庶務係長	小倉北区長	小倉北区会計管理者
		コミュニティ支援課	コミュニティ支援課長		
		市民課	市民課長		
		国保年金課	国保年金課長		
		まちづくり整備課	まちづくり整備課長		
		保健福祉課	保健福祉課長		
		保護第一課	保護第一課長		
		保護第二課	保護第二課長		
		保護第三課	保護第三課長		
		地域・人づくり部	生涯学習総合センター		
	債権管理室	東部料金納付課	東部料金納付課長		



東 部 市 税 事 務 所	市民税課	市民税課長
	固定資産 税課	固定資産税課長
	納税課	納税課長
下富野地域交流 センター		下富野地域交流セ ンター次長
貴船地域交流セ ンター		貴船地域交流セン ター次長
山田地域交流セ ンター		山田地域交流セン ター次長
食肉センター		食肉センター所長
日明工場		日明工場長
日明環境センタ ー		日明環境センター 副所長
中央卸売市場		中央卸売市場次長
東 部 整 備 事 務 所	庶務課	庶務課長
	工務第一課	工務第一課長
	工務第二課	工務第二課長
小	予防課	予防課長

	倉北消防署			
		警防課		
	中央図書館	運営企画課	運営企画課長	
		奉仕課	奉仕課長	
		子ども図書館	子ども図書館長	
小倉南区会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務		総務企画課	庶務係長	小倉南区長  小倉南区会計管理者
		コミュニティ支援課	コミュニティ支援課長	
		市民課	市民課長	
		国保年金課	国保年金課長	
		まちづくり整備課	まちづくり整備課長	
		保健福祉課	保健福祉課長	
		保護課	保護課長	
		曾根出張所	曾根出張所長	
		両谷出張所	両谷出張所長	
		東谷出張所	東谷出張所長	

	東部市 税事務 所	小倉南 税務課	小倉南税務課長	
	北方地域交流セ ンター		北方地域交流セン ター次長	
	徳力地域交流セ ンター		徳力地域交流セン ター次長	
	蜷田地域交流セ ンター		蜷田地域交流セン ター次長	
	東部農政事務所		東部農政事務所長	
	総合農事センタ ー		総合農事センタ ー所長	
	小倉南 消防署	予防課	予防課長	
		警防課		
	特別支援教育相 談センター		特別支援教育相談 センター所長	
	農業委員会事務 局		農業委員会事務局 長	
若松区 会計管 理者の 命を受 けてつ かさど る当該	総務企画課		庶務係長	若松区長
	コミュニティ支 援課		コミュニティ支援 課長	
	市民課		市民課長	
				若松区 会計管 理者

局部課 において取 扱う現金、物 品及び有価証 券並びに使用 不能物品の出 納保管事務	国保年金課		国保年金課長	
	まちづくり整備課		まちづくり整備課長	
	保健福祉課		保健福祉課長	
	保護課		保護課長	
	島郷出張所		島郷出張所長	
	西部市 税事務所	若松税務課	若松税務課長	
	若松消 防署	予防課	予防課長	
警防課				
八幡東 区会計 管理者 の命を 受けて つかさ どる当 該局部 課にお いて取 り扱う 現金、 物品及 び有価 証券並 びに使	総務企画課		庶務係長	八幡東区長  八幡東 区会計 管理者
	コミュニティ支援課		コミュニティ支援課長	
	市民課		市民課長	
	国保年金課		国保年金課長	
	まちづくり整備課		まちづくり整備課長	
	保健福祉課		保健福祉課長	
	保護課		保護課長	

用不能 物品の 出納保 管事務	西部 市税 事務 所	八幡東税務 課	八幡東税務課長		
	自然 史・ 歴史 博物 館	普及課	普及課長		
		自然史課	自然史課長		
		歴史課	歴史課長		
	科学 館	普及課	普及課長		
	八幡 東消 防署	予防課	予防課長		
警防課					
八幡西 区会計 管理者 の命を 受けて つかさ どる当 該局部 課にお いて取 り扱う 現金、 物品及 び有価 証券並 びに使 用不能	総務企画課	庶務係長	八幡西区長	八幡西 区会計 管理者	
	コミュニティ支 援課	コミュニティ支援 課長			
	市民課	市民課長			
	国保年金課	国保年金課長			
	まちづくり整備 課	まちづくり整備課 長			
	保健福祉課	保健福祉課長			
	保護第一課	保護第一課長			
	保護第二課	保護第二課長			

物品の  
出納保  
管事務

折尾出張所		折尾出張所長
上津役出張所		上津役出張所長
八幡南出張所		八幡南出張所長
地域 ・人 づく り部	市民活動 推進課	市民活動推進課長
	八幡西生 涯学習総 合センタ ー	八幡西生涯学習総 合センター所長
債権 管理 室	西部料金 納付課	西部料金納付課長
西部 市税 事務 所	市民税課	市民税課長
	固定資産 税課	固定資産税課長
	納税課	納税課長
第2夜間・休日 急患センター		第2夜間・休日急 患センター所長
保健 所	西部生活 衛生課	西部生活衛生課長
楠橋地域交流セ ンター		楠橋地域交流セン ター次長

木屋瀬地域交流センター	木屋瀬地域交流センター次長
皇后崎工場	皇后崎工場長
皇后崎環境センター	皇后崎環境センター副所長
西部農政事務所	西部農政事務所長
長崎街道木屋瀬宿記念館	長崎街道木屋瀬宿記念館副館長
折尾総合整備事務所	事業調整課 事業調整課長
	整備課 整備課長
西部整備事務所	庶務課 庶務課長
	工務第一課 工務第一課長
	工務第二課 工務第二課長
八幡西消	予防課 予防課長
	警防課

	防 署				
	教育センター	教育センター所長			
戸畑区 会計管 理者の 命を受 けてつ かさど る当該 局部課 におい て取り 扱う現 金、物 品及び 有価証 券並び に使用 不能物 品の出 納保管 事務	総務企画課	庶務係長	戸畑区長	戸畑区 会計管 理者	
	コミュニティ支 援課	コミュニティ支援 課長			
	市民課	市民課長			
	国保年金課	国保年金課長			
	まちづくり整備 課	まちづくり整備課 長			
	保健福祉課	保健福祉課長			
	保護課	保護課長			
	消費生活センタ ー	消費生活センター 館長			
	西部 市税 事務 所	戸畑税務課			戸畑税務課長
	保健 福祉 局	保健環境研 究所			保健環境研究所次 長
夜宮青少年セン ター	夜宮青少年センタ ー次長				



子ども総合センター		子ども総合センター 一次長	
渡船事業所		渡船事業所長	
戸畑 消防 署	予防課	予防課長	
	警防課		
高等学校		高等学校長	

(北九州市市税条例施行規則の一部改正)

- 8 北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第1条前段中「財政局」を「財政・変革局」に改める。

(北九州市公有財産管理規則の一部改正)

- 9 北九州市公有財産管理規則（昭和39年北九州市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項本文（各号列記以外の部分に限る。）、第4条第2項、第10条本文（各号列記以外の部分に限る。）、第11条第1項及び第2項、第12条、第13条第2項、第15条、第32条第3号、第34条各項並びに第37条各項中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市職員衛生管理規則の一部改正)

- 10 北九州市職員衛生管理規則（昭和39年北九州市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第2項中「総務局安全管理担当部長」を「総務市民局安全管理担当部長」に改める。

別表第1中

本庁（北九州市小倉北区域内1番1号に所在する市の事務所）	総務局総務部長
総務局の所管に属する事業所	

を

」

本庁（北九州市小倉北区内 1 番 1 号に所在する市の事務所）	総務市民局総務部長	に、
総務市民局の所管に属する事業所		

企画調整局の所管に属する事業所	企画調整局総務調整部長	を
財政局の所管に属する事業所	財政局財務部長	
市民文化スポーツ局の所管に属する事業所	市民文化スポーツ局市民総務部長	

政策局の所管に属する事業所	政策局総務国際部長	に、
財政・変革局の所管に属する事業所	財政・変革局財務部長	

建設局の所管に属する事業所	建設局総務用地部長	を
建築都市局の所管に属する事業所	建築都市局総務部長	

都市ブランド創造局の所管に属する事業所	都市ブランド創造局総務文化部長	に改める。
都市戦略局の所管に属する事業所	都市戦略局総務政策部長	
都市整備局の所管に属する事業所	都市整備局総務用地部長	

」  
(北九州市職員衛生管理審査会規則の一部改正)

- 1 1 北九州市職員衛生管理審査会規則(昭和39年北九州市規則第95号)の一部を次のように改正する。

第11条中「総務局人事部給与課」を「総務市民局人事部給与課」に改める。

(北九州市住宅委員会規則の一部改正)

- 1 2 北九州市住宅委員会規則(昭和39年北九州市規則第140号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建築都市局」を「都市整備局」に改める。

(北九州市予算規則の一部改正)

- 1 3 北九州市予算規則(昭和40年北九州市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条、第4条第2項、第6条各号列記以外の部分、第8条各項、第9条、第10条各号列記以外の部分、第11条第1項、第12条、第14条各項、第18条第1項、第2項及び第4項、第19条第1項及び第2項、第20条第3項、第23条第2項、第3項、第4項及び第5項前段、第24条第1項及び第2項、第25条第2項及び第3項、第26条第1項及び第2項、第27条第1項及び第2項、第28条各項、第29条各号列記以外の部分、第3号及び第4号、第30条各項、第31条各号列記以外の部分、第32条第1項及び第2項、第33条各項、第34条、第37条並びに第38条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市公舎管理規則の一部改正)

- 1 4 北九州市公舎管理規則(昭和41年北九州市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

- 1 5 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和41年北九州市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市自動車管理規則の一部改正)

- 1 6 北九州市自動車管理規則(昭和41年北九州市規則第85号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第7条の2中「総務局総務部総務課長」を「総務市民局総務部総務課長」

に、「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第11条第3項、第21条第2項及び第22条各号列記以外の部分中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

17 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「総務局長」を「総務市民局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

18 北九州市国民健康保険条例施行規則(昭和43年北九州市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第3号ただし書及び第7条第1号中「財政局債権管理室東部料金納付課」を「財政・変革局債権管理室東部料金納付課」に改める。

(北九州市計量法施行規則の一部改正)

19 北九州市計量法施行規則(昭和43年北九州市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

20 北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年北九州市規則第106号)の一部を次のように改正する。

第27条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市財政調整基金条例施行規則の一部改正)

21 北九州市財政調整基金条例施行規則(昭和44年北九州市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市職員被服貸与規則の一部改正)

22 北九州市職員被服貸与規則(昭和44年北九州市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第4条第2項ただし書、第8条、第10条及び第11条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(山九交通遺児奨学金給与規則の一部改正)

23 山九交通遺児奨学金給与規則(昭和44年北九州市規則第70号)の一

部を次のように改正する。

第 1 2 条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市土地開発基金条例施行規則一部改正)

2 4 北九州市土地開発基金条例施行規則（昭和 4 4 年北九州市規則第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条、第 5 条及び第 6 条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(都市計画関係法による建築行為等の許可又は承認の申請の手続等に関する規則の一部改正)

2 5 都市計画関係法による建築行為等の許可又は承認の申請の手続等に関する規則（昭和 4 6 年北九州市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市普通河川管理条例施行規則の一部改正)

2 6 北九州市普通河川管理条例施行規則（昭和 4 6 年北九州市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分及び第 7 条中「建設局長」を「都市整備局長」に改める。

(北九州市建築基準法施行細則の一部改正)

2 7 北九州市建築基準法施行細則（昭和 4 6 年北九州市規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 2 条各号列記以外の部分中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市庁内管理規則の一部改正)

2 8 北九州市庁内管理規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の管理者責任者の欄中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市交通安全対策会議規則の一部改正)

2 9 北九州市交通安全対策会議規則（昭和 4 8 年北九州市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「市民文化スポーツ局」を「総務市民局」に改める。

(北九州市風致審議会規則の一部改正)

3 0 北九州市風致審議会規則（昭和 4 8 年北九州市規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「建設局」を「都市整備局」に改める。

(北九州市職員見舞金支給規則の一部改正)

3 1 北九州市職員見舞金支給規則（昭和 4 8 年北九州市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市市有財産審査委員会規則の一部改正）

3 2 北九州市市有財産審査委員会規則（昭和 4 9 年北九州市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「財政局」を「財政・変革局」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

第 1 1 条中「財政局財務部財産活用推進課」を「財政・変革局市政変革推進室」に改める。

（北九州市公債規則の一部改正）

3 3 北九州市公債規則（昭和 4 9 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則の一部改正）

3 4 北九州市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則（昭和 4 9 年北九州市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「建設局長」を「都市整備局長」に改める。

（北九州市区行政の総合調整に関する規則の一部改正）

3 5 北九州市区行政の総合調整に関する規則（昭和 4 9 年北九州市規則第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 1 2 条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市屋外広告物条例施行規則の一部改正）

3 6 北九州市屋外広告物条例施行規則（昭和 4 9 年北九州市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「建設局長」を「都市整備局長」に改める。

（北九州市準用河川管理規則の一部改正）

3 7 北九州市準用河川管理規則（昭和 5 1 年北九州市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表の保管場所の欄中「建設局河川部河川整備課」を「都市整備局河川公園部河川整備課」に改める。

第 1 1 条及び第 1 2 条中「建設局長」を「都市整備局長」に改める。

（北九州市都市高速鉄道等整備基金条例施行規則の一部改正）

38 北九州市都市高速鉄道等整備基金条例施行規則（昭和51年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市公債償還基金条例施行規則の一部改正）

39 北九州市公債償還基金条例施行規則（昭和54年北九州市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市消防局組織規則の一部改正）

40 北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条総務部人事課人事係の項第5号中「総務局」を「総務市民局」に改める。

第4条第3項中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に改める。

（北九州市立文書館条例施行規則の一部改正）

41 北九州市立文書館条例施行規則（平成元年北九州市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市環境保全基金条例施行規則の一部改正）

42 北九州市環境保全基金施行規則（平成2年北九州市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市港湾整備事業基金条例施行規則の一部改正）

43 北九州市港湾整備事業基金条例施行規則（平成2年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（勤務時間等の特例に関する規則の一部改正）

44 勤務時間等の特例に関する規則（平成3年北九州市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表の企画調整局の項、総務局の項、財政局の項、市民文化スポーツ局の項、保健福祉局の項、子ども家庭局の項、環境局の項及び産業経済局の項を次のとおり改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

政策局	東京事務所	一般事務員 一般技術員		午前9時	午後5時45分	正午から午後1時まで	日曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	
総務市民局	文書館	一般事務員		午前9時15分	午後6時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
	平和のまちミュージアム	一般事務員 学芸員	早出	午前9時15分	午後6時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			遅出	午前9時30分	午後6時15分			
市民部	区政推進課	一般事務員（北九州市マイナンバーカードサテライトコーナーの業務に従事する一般事務	A	午前9時	午後5時45分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
			B	午前11時	午後7時45分			



		員に限る。 。)						
	区政 事務 セン ター	一般事務 員	A	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び土 曜日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。
			B	午前 1 0 時 1 5 分	午後 7 時			
地 域 ・ 人 づ く り 部	市民 活動 推進 課	一般事務 員	A	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び土 曜日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。
			B	午後 0 時 1 5 分	午後 9 時			
	生涯 学習 総合 セン ター 八幡 西生 涯学 習総 合セ ンタ ー	一般事務 員 一般技術 員	早出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。
	遅出	午後 1 時 1 5 分	午後 1 0 時					
安	消費	一般事務		午前 8	午後 5	勤務時間	日曜日	

	全 ・ 安 心 推 進 部	生 活 セ ン タ ー	員		時 3 0 分	時 1 5 分	中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	及び 4 週間を 通じ 4 日所属 長の指 定する		
財 政 ・ 変 革 局	債 権 管 理 室	東 部 料 金 納 付 課 西 部 料 金 納 付 課	一般事務 員	A	午 前 8 時 3 0 分	午 後 5 時 1 5 分	勤 務 時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 定 め る 。	日 曜 日 及 び 土 曜 日	区 分 の 指 定 は、 所 属 長 が 行 う。	
				B	午 前 1 0 時 1 5 分	午 後 7 時				
	東 部 市 税 事 務 所 西 部 市 税 事 務 所	一般事務 員	A	一般事務 員	A	午 前 8 時 3 0 分	午 後 5 時 1 5 分	勤 務 時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 定 め る 。	日 曜 日 及 び 土 曜 日	区 分 の 指 定 は、 所 属 長 が 行 う。
					B	午 前 1 0 時 1 5 分	午 後 7 時			
保 健 福 祉 局	健 康 医 療 部	夜 間・ 休 日 急 患 セ ン タ ー	医師 一 般 事 務 員		午 前 8 時 3 0 分	午 後 5 時 1 5 分	勤 務 時 間 中 に 1 時 間 と し、 そ の 時 限 は 所 属 長 が 定 め る 。	4 週 間 を 通 じ 8 日 所 属 長 の 指 定 す る 日		
			看護師	A	午 前 8 時 3 0 分	午 後 5 時 1 5 分			勤 務 時 間 中 に 1 時	4 週 間 を 通 じ

				分	分	間とし、その時限は所属長が定める。	8日所属長の指定する日	定は、所属長が行う。	
			B	午後4時30分	翌日午前1時15分				
			C	午前0時30分	午前9時15分				
			D	午後4時30分	翌日午前9時30分	勤務時間中に1時間30分とし、その時限は所属長が定める。			
	第2夜間・休日急患センター	一般事務員		午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日		
		看護師	A	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。	
			B	午後3時45分	翌日午前0時30分				
保	保	東	一般事務	早出	午前8	午後5	勤務時間	4週間	区分

健 衛 生 部	健 衛 生 課	部 斎 場 員		時 3 0 分	時 1 5 分	中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	の指 定は 、所 属長 が行 う。	
			遅出	午前 9 時 1 5 分	午後 6 時				
	食肉セ ンター	一般事務 員	平常日	午前 8 時	午後 4 時 4 0 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 並びに 4 週間 を通じ 2 日所 属長の 指定す る土曜 日及び 4 週間 を通じ 1 日所 属長の 指定す る平常 日		
			土曜日	午前 8 時	午後 0 時 4 0 分				
		獣医師	A	午前 6 時	午後 2 時 4 0 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び 8 週間を 通じ 6 日所属 長の指 定する 日		( 1 ) 区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。 ( 2 )
			B	午前 7 時	午後 3 時 4 0 分				

								4週 2日 4時 間4 0分 の勤 務の 日を 置き 、所 属長 が指 定す る。
			C	午前8 時	午後4 時40 分			
保 健 所	保健企 画課 医務薬 務課 保健予 防課 地域リ ハビリ テーシ ョン推 進課 精神保 健福祉 センタ ー 難病相 談支援 センタ ー 東部生	医師 一般事務 員 一般技術 員（広域 食品監視 の業務に 従事する 一般技術 員を除く 。） 栄養士 保健師 臨床検査 技師 診療放射 線技師		午前8 時30 分	午後5 時15 分	勤務時間 中に1時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び土 曜日	
		一般技術 員（広域	平常日	午前8 時30	午後5 時15	正午から 午後1時	日曜日 並びに	4週 1日

		活衛生課 西部生活衛生課	食品監視の業務に従事する一般技術員に限る。)		分	分	まで	4週間を通じ2日所属長の指定する土曜日及び4週間を通じ1日所属長の指定する平日	7時間30分勤務の日を置き、所属長が指定する。
				土曜日	午前8時30分	午後0時30分			
人権推進センター	地域交流センター	一般事務員	A		午前8時45分	午後5時30分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
				B	午前10時45分	午後7時30分			
子ども家庭局	子育て支援部	こども若者成育課	一般事務員（青少年ボランティアステーションの業務に従事する一般事務員に限	早出	午前8時30分	午後5時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	月曜日及び4週間を通じ4日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
				遅出	午前10時15分	午後7時			

		る。)						
夜宮青 少年セ ンター	一般事務 員	早出	午前 8 時 4 5 分	午後 5 時 3 0 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	月曜日 及び 4 週間を 通じ 4 日所属 長の指 定する 日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。	
		遅出	午後 1 時 1 5 分	午後 1 0 時				
子ども総 合センタ ー	一般事務 員（指導 員）	A	午前 9 時	午後 5 時 4 5 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。	4 週間 を通じ 8 日所 属長の 指定す る日	区分 の指 定は 、所 属長 が行 う。	
		B	午後 4 時 3 0 分	翌日午 前 9 時 3 0 分				勤務時間 中に 1 時 間 3 0 分 とし、そ の時限は 所属長が 定める。
	保育士		午前 9 時	午後 5 時 4 5 分	勤務時間 中に 1 時 間とし、 その時限 は所属長 が定める 。			

環境局	循環社会推進部	新門司工場	一般事務員 一般技術員		午前 8 時 15 分	午後 5 時	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
		日明工場	一般事務員 一般技術員	早出	午前 8 時 15 分	午後 5 時	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	区分の指定は、所属長が行う。
				遅出	午前 9 時 15 分	午後 6 時			
		皇后崎工場	一般事務員 一般技術員		午前 8 時 15 分	午後 5 時	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
		新門司環境センター	一般事務員		午前 8 時 15 分	午後 5 時	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
日明環境センター	一般事務員		午前 8 時 15 分	午後 5 時	勤務時間中に 1 時間とし、	日曜日及び土曜日			



							その時限は所属長が定める。		
	皇后崎環境センター		一般事務員		午前 8 時 15 分	午後 5 時	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び土曜日	
産業経済局	総務政策部	渡船事業所	小倉渡船	航海士 機関士	午前 6 時 30 分	午後 6 時 35 分	勤務時間中に 4 時間 20 分とし、その時限は所属長が定める。	4 週間を通じ 8 日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
	地域経済振興部	雇用・産業人材政策課	一般事務員（ウーマンワークカフェ北九州の業務に従事する一般事務員に限る。）	A	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日及び 4 週間を通じ 4 日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
				B	午前 9 時 30 分	午後 6 時 15 分			
	農林水産部	東部農政事務所	一般事務員 一般技術員		午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	勤務時間中に 1 時間とし、	日曜日及び土曜日	

産部	西部農政事務所	員					その時限は所属長が定める。	
	総合農事センター	一般事務員 一般技術員 獣医師			午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	4 週間を通じ 8 日所属長の指定する日
中央卸売市場	一般事務員 一般技術員		平日	早出	午前 7 時	午後 3 時 4 5 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	日曜日（1）並びに 4 週間を通じ 2 日所属長の指定する土曜日及び 4 週間を通じ 1 日所属長の指定する平日
				遅出	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分		
			土曜日	早出	午前 7 時	午前 1 時		
				遅出	午前 8 時 3 0 分	午後 0 時 3 0 分		
								（2）4 週 1 日 7 時間 3 0 分勤務の日を置き、所属長が

									指定する。
都市ブランド創造局	総務文化部	長崎街道木屋瀬宿記念館	一般事務員	早出	午前 8 時 4 5 分	午後 5 時 3 0 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	月曜日及び 4 週間を通じ 4 日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
				遅出	午後 1 時 1 5 分	午後 1 0 時			
	美術館 自然史・歴史博物館	一般事務員 学芸員	早出	午前 8 時 4 5 分	午後 5 時 3 0 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	4 週間を通じ 8 日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。	
				遅出	午前 9 時				午後 5 時 4 5 分
	科学館	一般事務員 学芸員	A	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分	勤務時間中に 1 時間とし、その時限は所属長が定める。	4 週間を通じ 8 日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。	
			B	午前 9 時 3 0 分	午後 6 時 1 5 分				
			C	午前 1 時 3 0 分	午後 8 時 1 5 分				
	松本清張記念館	一般事務員	早出	午前 9 時	午後 5 時 4 5 分	勤務時間中に 1 時	4 週間を通じ	区分の指	

	学芸員			分	間とし、その時限は所属長が定める。	8日所属長の指定する日	定は、所属長が行う。
		遅出	午前9時30分	午後6時15分			
文学館	一般事務員 学芸員	早出	午前9時15分	午後6時	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		遅出	午前9時30分	午後6時15分			
漫画ミュージアム	一般事務員	A	午前10時30分	午後7時15分	勤務時間中に1時間とし、その時限は所属長が定める。	4週間を通じ8日所属長の指定する日	区分の指定は、所属長が行う。
		B	午前10時45分	午後7時30分			
		C	午前11時30分	午後8時15分			

別表の小倉北区役所の項中

「  
区分（下富野保育所、白銀保育所及び今町保育所の業務に従事する保育

を

「  
区分（下富野保育所及び今町保育所の業務に従事する保育士以外の者に

に改め、

士以外の者にあつては、Fの区分を除く。)の指定は、所属長が行う。

あつては、Fの区分を除く。)の指定は、所属長が行う。

区分（黒崎保育所の業務に従事する保育士以外の者にあつてはFの区分を除く。)の指定は、所属長が行う。

区分の指定は、所属長が行う。

同表の八幡西区役所の項中

を

に改め、

同表の注書第5項中「総務局平和のまちミュージアム」を「総務市民局平和のまちミュージアム」に改め、同表の注書第6項中「市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課」を「総務市民局市民部区政推進課」に改め、同表の注書第7項中「子ども家庭局科学館」を「都市ブランド創造局科学館」に改める。

(北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正)

4 5 北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(平成4年北九州市規則第51号)の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改め

る。

(北九州市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

46 北九州市違法駐車等の防止に関する条例施行規則(平成6年北九州市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部改正)

47 北九州市認可地縁団体印鑑条例施行規則(平成7年北九州市規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部改正)

48 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則(平成7年北九州市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第15条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市農業用施設維持管理基金条例施行規則の一部改正)

49 北九州市農業用施設維持管理基金条例施行規則(平成8年北九州市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

50 北九州市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年北九州市規則第52号)の一部を次のように改正する。

第19条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市職員の兼務に関する規則の一部改正)

51 北九州市職員の兼務に関する規則(平成8年北九州市規則第76号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課」を「総務市民局市民部区政推進課」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「市民文化スポーツ局市民総務部区政事務センター」を「総務市民局市民部区政事務センター」に改める。

(北九州市営住宅条例施行規則の一部改正)

52 北九州市営住宅条例施行規則(平成9年北九州市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第42条及び第43条中「建築都市局長」を「都市整備局長」に改める。

(北九州市介護給付準備基金条例施行規則の一部改正)

53 北九州市介護給付準備基金条例施行規則(平成12年北九州市規則第47号)の一部を次のように改正する。

- 第 2 条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。  
(北九州市到津の森公園基金条例施行規則の一部改正)
- 5 4 北九州市到津の森公園基金条例施行規則(平成 1 2 年北九州市規則第 5 8 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「建設局長」を「都市戦略局長」に改める。  
第 2 条中「建設局長」を「都市戦略局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。  
第 3 条及び第 4 条中「建設局長」を「都市戦略局長」に改める。  
(北九州市介護保険の実施に関する規則の一部改正)
- 5 5 北九州市介護保険の実施に関する規則(平成 1 2 年北九州市規則第 6 9 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 3 条第 1 項本文(各号列記以外の部分に限る。)中「財政局債権管理室東部料金納付課」を「財政・変革局債権管理室東部料金納付課」に改める。  
。  
(北九州市放置自動車廃物判定委員会規則の一部改正)
- 5 6 北九州市放置自動車廃物判定委員会規則(平成 1 3 年北九州市規則第 4 号)の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「建設局」を「都市整備局」に改める。  
(北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 7 北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成 1 3 年北九州市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 0 条中「建設局長」を「都市整備局長」に改める。  
(関門景観条例施行規則の一部改正)
- 5 8 関門景観条例施行規則(平成 1 3 年北九州市規則第 5 3 号)の一部を次のように改正する。  
第 5 条及び第 6 条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。  
(北九州市情報公開条例施行規則の一部改正)
- 5 9 北九州市情報公開条例施行規則(平成 1 4 年北九州市規則第 1 5 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 6 条第 4 項中「総務局」を「総務市民局」に改める。  
第 1 8 条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。  
(北九州市ほたる館条例施行規則の一部改正)
- 6 0 北九州市ほたる館条例施行規則(平成 1 4 年北九州市規則第 2 4 号)の一部を次のように改正する。

第14条中「建設局長」を「都市整備局長」に改める。

(北九州市文書管理規則の一部改正)

61 北九州市文書管理規則(平成14年北九州市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総務局総務部法制課」を「総務市民局総務部法制課」に改め、同条第7号中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第3条第1項中「総務局総務部法制課長」を「総務市民局総務部法制課長」に改める。

第10条、第19条の2、第24条第5項、第24条の2、第27条、第30条第2項、第34条第2項、第40条及び第44条から第47条までの規定並びに付則第4項中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市男女共同参画審議会規則の一部改正)

62 北九州市男女共同参画審議会規則(平成14年北九州市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

(北九州市平尾台自然の郷条例施行規則の一部改正)

63 北九州市平尾台自然の郷条例施行規則(平成15年北九州市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第15条中「建設局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市構造改革特別区域計画の推進及び市の規制の特例措置に関する条例施行規則の一部改正)

64 北九州市構造改革特別区域計画の推進及び市の規制の特例措置に関する条例施行規則(平成15年北九州市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画調整局長」を「政策局長」に改める。

(北九州市活性化施策評価委員会規則の一部改正)

65 北九州市活性化施策評価委員会規則(平成15年北九州市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第5条中「企画調整局」を「政策局」に改める。

(北九州市芸術文化施設条例施行規則の一部改正)

66 北九州市芸術文化施設条例施行規則(平成15年北九州市規則第83号)の一部を次のように改正する。

第18条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

(北九州市文化振興基金条例施行規則の一部改正)



67 北九州市文化振興基金条例施行規則（平成15年北九州市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

第2条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

第3条及び第4条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

（北九州市消費生活条例施行規則の一部改正）

68 北九州市消費生活条例施行規則（平成16年北九州市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第26条中「市民文化スポーツ局」を「総務市民局」に改める。

第31条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市開発行為の許可等に関する規則の一部改正）

69 北九州市開発行為の許可等に関する規則（平成18年北九州市規則第106号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「北九州市役所建築都市局計画部開発指導課内」を「北九州市役所都市戦略局計画部開発指導課内」に改める。

第32条及び第33条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

（北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則の一部改正）

70 北九州市職員の安全衛生に関する委員会の設置等に関する規則（平成18年北九州市規則第109号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

別表の課の欄中「総務局総務部総務課」を「総務市民局総務部総務課」に、「保健福祉局感染症医療対策部感染症医療対策課」を「保健福祉局保健所保健企画課」に改める。

（北九州市スポーツ推進委員設置規則の一部改正）

71 北九州市スポーツ推進委員設置規則（平成20年北九州市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

（北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部改正）

72 北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成20年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第10条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

(北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則の一部改正)

73 北九州市後期高齢者医療の実施に関する規則(平成20年北九州市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条本文(各号列記以外の部分に限る。)中「財政局債権管理室東部料金納付課」を「財政・変革局債権管理室東部料金納付課」に改める。

(北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例施行規則の一部改正)

74 北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例施行規則(平成20年北九州市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「市民文化スポーツ局」を「総務市民局」に改める。

第10条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例施行規則の一部改正)

75 北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例施行規則(平成20年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分及び第6条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市落書きの防止に関する条例施行規則の一部改正)

76 北九州市落書きの防止に関する条例施行規則(平成20年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分及び第6条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則の一部改正)

77 北九州市景観法及び北九州市都市景観条例の施行に関する規則(平成21年北九州市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。

第31条及び第32条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則)

78 北九州市特定非営利活動促進法及び北九州市特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成24年北九州市規則第28号)の一部を次の

ように改正する。

第23条及び第24条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則の一部改正)

79 北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則(平成26年北九州市規則29号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総務局」を「総務市民局」に改める。

(北九州市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部改正)

80 北九州市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年北九州市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建築都市局長」を「都市戦略局長」に改める。

(北九州市美術品取得基金条例施行規則の一部改正)

81 北九州市美術品取得基金条例施行規則(平成28年北九州市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める

。

第2条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

第3条及び第4条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

(北九州市立消費生活センター条例施行規則の一部改正)

82 北九州市立消費生活センター条例施行規則(平成28年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市スポーツによるにぎわいづくり基金条例施行規則の一部改正)

83 北九州市スポーツによるにぎわいづくり基金条例施行規則(平成28年北九州市規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める

。

第2条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

第3条及び第4条中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に改める。

(北九州市特定空家等対策審査会規則の一部改正)

84 北九州市特定空家等対策審査会規則（平成28年北九州市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「建築都市局」を「都市戦略局」に改める。

（北九州市債権管理条例施行規則の一部改正）

85 北九州市債権管理条例施行規則（平成29年北九州市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市交通安全対策事業推進基金条例施行規則の一部改正）

86 北九州市交通安全対策事業推進基金条例施行規則（平成30年北九州市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

第2条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

第3条及び第4条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正）

87 北九州市会計年度任用職員の給料に関する規則（令和元年北九州市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則の一部改正）

88 北九州市第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する規則（令和元年北九州市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第18条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

（北九州市宿泊税条例施行規則の一部改正）

89 北九州市宿泊税条例施行規則（令和2年北九州市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則の一部改正）

90 北九州市新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金基金条例施行規則（令和3年北九州市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

（北九州市SDGs未来基金条例施行規則の一部改正）

91 北九州市SDGs未来基金条例施行規則（令和3年北九州市規則第17

号)の一部を次のように改正する。

第1条から第4条までの規定中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則の一部改正)

9 2 北九州市折尾まちづくり記念館条例施行規則(令和3年北九州市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第14条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則の一部改正)

9 3 北九州市平和のまちミュージアム条例施行規則(令和4年北九州市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市客引き行為等の適性化に関する条例施行規則の一部改正)

9 4 北九州市客引き行為等の適性化に関する条例施行規則(令和4年北九州市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「市民文化スポーツ局」を「総務市民局」に改める。

第9条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市筑前海区漁業振興基金条例施行規則の一部改正)

9 5 北九州市筑前海区漁業振興基金条例施行規則(令和5年北九州市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

(北九州市個人情報保護に関する法律及び北九州市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する規則の一部改正)

9 6 北九州市個人情報保護に関する法律及び北九州市個人情報保護に関する法律施行条例の施行に関する規則(令和5年北九州市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「総務局」を「総務市民局」に改める。

第30条及び第31条「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市退職手当基金条例施行規則の一部改正)

9 7 北九州市退職手当基金条例施行規則(令和5年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第2条中「総務局長」を「総務市民局長」に、「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

第3条及び第4条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第19号

北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市市税条例施行規則（昭和39年北九州市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を削る。

第5条第1項第7号の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改め、同項第15号を次のように改める。

（15） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第2号の規定により設置された公園、広場その他の公共の用に供する空地（消防に必要な水利が十分でない場合に設置する消防の用に供する貯水施設を含む。）で、かつ、同法第39条ただし書の規定により市の管理に属していない固定資産 10割減

第8条第1項第5号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

。

別表中

「市民税・県民税納税通知書	第14号様式	
給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書	第15号様式	を
市民税・県民税税額変更通知書	第16号様式」	
「市民税・県民税・森林環境税納税通知書	第14号様式	
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書	第15号様式	に
市民税・県民税・森林環境税税額変更通知書	第16号様式」	

改める。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式

延滞金減免申請書									
							年 月 日		
北九州市長 様									
			納税者等 住所 (所在地)						
			氏名						
			〔名称及び 代表者氏名〕						
			電話 ( )						
			法人番号						
下記の未納市税等を承認し、延滞金の減免を申請します。									
賦課 年度 (相当 年度)	税 目	収入番号 指定番号 管理番号	期 別 ・ 申 告 分 区 分	事業年度・月別・ 保有年度・算定 期間	未 納 税 額 (円)	延 滞 金 額 (円)	減免を受 けようと する延滞 金額(円)	減 免 す る 延 滞 金額 (円)	
合 計									
減免を受けようとする理由 ..... ..... ..... .....					減免の適否  適 ・ 否				

※ 令和5年度分以前の市・県民税には、森林環境税（国税）は含まれません。

（日本産業規格A4）

第12号様式中「市税に」を「市税等に」に、

「(D) 充当額」を「(D) 充当又は委託納付(納入)額」に、

「(G) 充当額」を「(G) 充当又は委託納付(納入)額」に

改める。

第12号様式の2を次のように改める。



第12号様式の2

〒	年 月 日					
市税過誤納金等充当通知書						
あなたが納付(納入)された市税等に発生した過誤納金(納め過ぎとなった税金等)等につきまして、地方税法第17条の2の規定により未納の税金等に充当したのでお知らせします。						
なお、この通知書は、市の徴収金の納付(納入)の証拠となるものですから大切に保管してください。						
様	北九州市長 [印]					
1 充当する過誤納金等の内容(充当元の内容)						
納税義務者名 <span style="float: right;">様</span>						
税目	区 相当年度					
収入番号	事業年度/算定期間等 申告区分					
充当する金額	過誤納金額(円) 還付加算金額(円) 合計(円)					
本書についての問合せ先						
〒						
2 充当した徴収金の明細(充当先の内容)						
充当年月日	年 月 日					
賦課区 賦課/相当年度	税目	事業年度/算定期間等	収入番号	期別又は申告区分	徴収金の種類	充当額(円)

※ 令和6年度分以降の森林環境税(国税)については、「充当」は「委託納付(納入)」に、「地方税法第17条の2」は「地方税法第17条の2の2」に読み替えられます。

注意 この充当について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、3箇月の期間が経過する前に、充当の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。なお、審査請求書は、1通提出してください。用紙は、課に備え付けてあります。

また、この充当の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決の書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、6箇月の期間が経過する前に、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、充当の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、充当の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても充当の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第14号様式中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に改め、同様式別紙1中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に

税 額	所得割合計額	市 民 税	県 民 税
	各月所得割額 均等割額		

を

税 額	所得割合計額	市 民 税	県 民 税	森 林 環 境 税
	各月所得割額 均等割額			
	森林環境税額			

に、

「**減 免 額**」を「**減免・免除額**」に

改め、同様式別紙2中「第294条」を「第294条並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第3条」に、「有する個人及び」を「有する個人に対し、市民税、県民税及び森林環境税が賦課され、」に改める。

第15号様式中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に改め、「第41条」の次に「、第319条」を加え、「市民税及び県民税」を「市民税、県民税及び森林環境税」に改め、同様式の別添（表）中「市民税・県民税」を「市民税・県民税・森林環境税」に、

市 民 税	税額控除前所得割額	納 付 額	6月分	
	税額控除額⑤		7月分	
	所得割額⑥		8月分	
	均等割額⑦		9月分	
	税額控除前所得割額		10月分	
	税額控除額⑤		11月分	
	所得割額⑥		12月分	
	均等割額⑦		1月分	
	特別徴収額⑧		2月分	
	控除不足額⑨		3月分	
	残 当 額⑩		4月分	
	残 納 税 額⑪		5月分	
	延引納付額（第1次～第4次）			
変更前税額⑫				
増減額（第1～第3）				
変 更 月		月		

を

市 民 税	税額控除前所得割額	納 付 額	6月分	
	税額控除額⑤		7月分	
	所得割額⑥		8月分	
	均等割額⑦		9月分	
	税額控除前所得割額		10月分	
	税額控除額⑤		11月分	
	所得割額⑥		12月分	
	均等割額⑦		1月分	
	森林環境税額⑫		2月分	
	行滞徴収税額⑬		3月分	
	控除不足額⑨		4月分	
	残 当 額⑩		5月分	
	延引納付額（第1次～第4次）			
変更前税額⑫				
増減額（第1～第3）				
変 更 月		月		

に

改める。

第16号様式を次のように改める。

<p>第16号様式</p> <p>年度 市民税・県民税・森林環境税額変更納税通知書</p>		<p>11.4センチメートル</p>																																																		
氏名		担当区																																																		
1 課税標準額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">変更前の額(円)</th> <th style="width: 50%;">変更後の額(円)</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </table>	変更前の額(円)	変更後の額(円)																			北九州市長	日 月 年																													
変更前の額(円)	変更後の額(円)																																																			
2 税額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">所得割額</th> <th colspan="2">変更前の額(円)</th> <th colspan="2">変更後の額(円)</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>県</th> </tr> <tr> <td>均等割額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>森林環境税額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>合計税額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>減免・免除額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>給与特別徴収税額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>公的年金特別徴収税額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>前年度までに課税した額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td>差引納付額</td> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>	所得割額	変更前の額(円)		変更後の額(円)		市	県	市	県	均等割額					森林環境税額					合計税額					減免・免除額					給与特別徴収税額					公的年金特別徴収税額					前年度までに課税した額					差引納付額					北九州市長	日 月 年
所得割額	変更前の額(円)		変更後の額(円)																																																	
	市	県	市	県																																																
均等割額																																																				
森林環境税額																																																				
合計税額																																																				
減免・免除額																																																				
給与特別徴収税額																																																				
公的年金特別徴収税額																																																				
前年度までに課税した額																																																				
差引納付額																																																				
3 期別税額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>期</th> <th>別</th> <th>額</th> <th>理由</th> </tr> <tr> <td>変更前</td> <td>の額</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>の額</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>充当又は委託納付額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>納付済額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>納付すべき額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	期	別	額	理由	変更前	の額			変更後	の額			充当又は委託納付額				納付済額				納付すべき額				税額変更等の理由	(納付者保管)																									
期	別	額	理由																																																	
変更前	の額																																																			
変更後	の額																																																			
充当又は委託納付額																																																				
納付済額																																																				
納付すべき額																																																				

※還付金が生じた場合には、別途御連絡いたします。

21.8センチメートル

## 付 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第9号様式、第12号様式及び第12号様式の2の改正規定並びに付則第4項の規定 令和6年7月1日

(2) 第5条第1項第7号の2及び第8条第1項第5号の改正規定 令和7年4月1日

(公金の収納の委託の基準に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する従前の公金事務を行わせている者（同法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けたものを除く。）に対する改正前の北九州市市税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条の2の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 この規則による改正後の北九州市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）第5条第1項第15号の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(個人の市民税に関する経過措置)

4 付則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に存する旧規則第9号様式の規定による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

5 新規則第14号様式、第15号様式の別添（裏）以外の部分及び第16号様式の改正規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

北九州市告示第153号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定により、下記の特定制子ども・子育て支援施設等の確認を行ったので、同法第58条の11第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月3日

北九州市長 武内和久

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
幸幼稚園	一時預かり事業 (一般型)	北九州市門司区老松町7番3号	桐原 恩恵	令和6年4月1日
認定こども園 行学幼稚園	一時預かり事業 (一般型)	北九州市若松区大字乙丸770番地1	学校法人行学学園	令和6年4月1日

北九州市公告第230号

福岡県知事より次の北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、これを北九州市都市整備局道路部道路建設課において公衆の縦覧に供する。

令和6年4月3日

北九州市長 武内和久

3・2・44-10号9号線

北九州市公告第 2 3 1 号

北九州広域都市計画道路事業の事業計画の変更の認可の告示（令和 6 年福岡県告示第 1 9 1 号）があったので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 都市計画事業の種類  
道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・2・44-10号9号線	北九州市小倉南区下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾四丁目及び長尾五丁目

- 3 施行者の名称  
北九州市
- 4 事務所の所在地  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号  
北九州市都市整備局道路部道路建設課

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市訓令第 2 号

庁中一般

北九州市辞令式等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

北九州市長 武 内 和 久

北九州市辞令式等の一部を改正する訓令

(北九州市辞令式の一部改正)

第 1 条 北九州市辞令式(昭和 3 8 年北九州市訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市職員出勤簿処理規程の一部改正)

第 2 条 北九州市職員出勤簿処理規程(昭和 3 8 年北九州市訓令第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条、第 2 条第 2 項本文及び第 3 条第 1 項ただし書中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 8 号中「第 2 7 号」を「第 2 8 号」に改め、同条第 2 項中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第 9 条の 2 から第 1 1 条までの規定中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市旗に関する規程の一部改正)

第 3 条 北九州市旗に関する規程(昭和 3 8 年北九州市訓令第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「秘書室次長」を「市長公室秘書課長」に改める。

(北九州市統計事務取扱規程の一部改正)

第 4 条 北九州市統計事務取扱規程(昭和 3 9 年北九州市訓令第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項並びに第 1 号様式及び第 2 号様式中「企画調整局総務調整部総務課長」を「政策局総務国際部総務課長」に改める。

(北九州市例規集取扱規程の一部改正)

第 5 条 北九州市例規集取扱規程(昭和 3 9 年北九州市訓令第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条、第 4 条各項及び第 7 条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市職員証に関する規程の一部改正)

第 6 条 北九州市職員証に関する規程(昭和 4 3 年北九州市訓令第 2 1 号)の



一部を次のように改正する。

第1条、第2条第2項ただし書及び第3項ただし書、第4条、第6条各号列記以外の部分、第7条、第8条並びに第1号様式の備考及び第2号様式中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程の一部改正)

第7条 人事記録カードの様式及び抄本等に関する規程(昭和43年北九州市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、市政変革推進室、秘書室及び広報室」を「及び市長公室」に改める。

第5条(見出しを含む。)、第6条第2項各号列記以外の部分、第7条第1項各号列記以外の部分及び第4号並びに第8条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第8条 北九州市職員の名札着用に関する規程(昭和43年北九州市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第2条各号、第4条第1項第4号及び第7条並びに別記様式の備考中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市職員人事評価規程の一部改正)

第9条 北九州市職員人事評価規程(昭和43年北九州市訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項及び第4項、第8条第2項、第10条並びに第11条第3項中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

別表の係員の項、主任の項、主査の項、係長の項及び課長の項中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市職員研修規程の一部改正)

第10条 北九州市職員研修規程(昭和46年北九州市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3項、第3条第1項、第4条第1項第1号、第5条、第6条各号列記以外の部分、第7条から第9条までの規定並びに第11条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市物価監視員設置規程の一部改正)

第11条 北九州市物価監視員設置規程(昭和49年北九州市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分及び第3条中「市民文化スポーツ局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市提案規程の一部改正)

第12条 北九州市提案規程(昭和62年北九州市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第5条第1項中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第6条中「総務局人事部人事課」を「総務市民局人事部人事課」に改める。

第7条中「総務局人事部人事課長」を「総務市民局人事部人事課長」に改める。

第9条第2項中「総務局長」を「総務市民局長」に、「総務局人事部長」を「総務市民局人事部長」に改め、同条第3項中「総務局」を「総務市民局」に改め、同条第12項中「総務局人事部人事課」を「総務市民局人事部人事課」に改める。

第10条各項及び第11条第2項中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

第12条第1項中「総務局人事部人事課」を「総務市民局人事部人事課」に改める。

第16条中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市訓令第3号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「児童育成担当課長」を「居場所づくり担当課長」に改める。

「市政変革推進室長

別表第1の室長の欄中 秘書室長 を「市長公室長」に改め、同  
広報室長 」

表の部長の欄中「女性の輝く社会推進室長」を 「女性の輝く社会推進室長  
市政変革推進室長 」

に改め、「国際スポーツ大会推進室長」を削り、同表の課長の欄中「市政変  
革推進室次長」及び「秘書室次長」を削り、「市民センター担当課長」を

市民センター担当課長 に改め、「スポーツ施設担当課長」、「国際スポー  
市政変革推進室次長 」

ツ大会推進室次長」、「精神保健福祉センター所長」、「認知症支援・介護  
予防センター所長」及び「難病相談支援センター所長」を削り、「児童育成

「居場所づくり担当課長」を 「居場所づくり担当課長」に改め、「物流拠点推進室次長」を  
担当課長」を 宇宙産業推進室長 」に、「物流拠点推進室次長」を ス  
住

流拠点推進室次長

スポーツ施設担当課長 に改め、「みどりの愛護のつどい推進室長」及び「専  
まい支援室長 」

修学校長」を削る。

別表第2の2の表の(9)の項中「総務局長」を「総務市民局長」に、「  
総務局人事部長」を「総務市民局人事部長」に、「総務局人事部人事課長」  
を「総務市民局人事部人事課長」に改め、同表の(10)の項中「総務局人  
事部人事課長」を「総務市民局人事部人事課長」に改め、同表の(13)の  
項中「総務局長」を「総務市民局長」に改め、同表の(14)の項中「総務

局人事部長」を「総務市民局人事部長」に改める。

別表第2の3の表の(4)の項中「総務局人事部人事課」を「総務市民局人事部人事課」に改め、同表の(46)の項中「財政局長」を「財政・変革局長」に、「建設局長」を「都市整備局長」に改める。

別表第3の2の表を削り、別表第3の3の表を別表第3の2の表とする。

別表第3の4の表中「企画調整局」を「政策局」に改め、同表を別表第3の3の表とする。

別表第3の5の表中「総務局」を「総務市民局」に改め、同表の局長の項に次の1号を加える。

(6) 計量器の検査、取締り及び指導

別表第3の5の表に次のように加える。

広聴課長	(1) 広聴刊行物の発行 (2) 市政モニター
------	----------------------------

別表第3の5の表を別表第3の4の表とする。

別表第3の6の表中「財政局」を「財政・変革局」に改め、同表の財務部長の項中「財務部長」を「市政変革推進室長」に改め、同表を別表第3の5の表とする。

別表第3の7の表を削り、別表第3の8の表の総務部長の項中「総務部長」を「地域共生社会推進部長」に改め、同表の技術支援部長の項を削り、同表の地域福祉部長の項中「地域福祉部長」を「長寿推進部長」に改め、同表の精神保健福祉センター所長の項及び難病相談支援センター所長の項を削り、同表を別表第3の6の表とする。

別表第3の9の表を別表第3の7の表とする。

別表第3の10の表の局長の項第19号中「計画変更命令」を「計画変更命令等」に改め、同項第50号中「第10条第1項」を「第10条」に改め、同号を同項第67号とし、同項第37号から第49号までを17号ずつ繰り下げ、同項第36号中「措置の指示及び同条第4項」を「計画の作成及び提出の指示、同条第2項の規定による計画の提出命令、同条第4項の規定による計画変更命令並びに同条第8項」に改め、同号を同項第53号とし、同項第35号を同項第52号とし、同項第34号を同項第51号とし、同項第33号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同号を同項第50号とし、同項第32号中「よる」の次に「使用廃止等の通知、同条第4項の規定による」を、「是正命令」の次に「並びに同条第8項の規定による調査報告命令」を加え、同号を同項第49号とし、同項第28号から第31号までを17号ずつ繰り下げ、同項第27号中「、第18条第3項」を削り、同号

を同項第44号とし、同項第26号中「の規定による変更計画命令」を「並びに第16条第1項、第4項及び第5項の規定による命令」に改め、同号を同項第43号とし、同項第25号を同項第41号とし、同号の次に次の1号を加える。

(42) 振動規制法第12条第2項及び第15条第2項の規定による命令

別表第3の10の表の局長の項第24号を同項第39号とし、同号の次に次の1号を加える。

(40) 騒音規制法第12条第2項及び第15条第2項の規定による命令

別表第3の10の表の局長の項第23号を同項第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

(38) 悪臭防止法第8条第2項及び第10条第3項の規定による命令  
別表第3の10の表の局長の項第22号中「第13条の3」を「第13条の4」に改め、同号を同項第35号とし、同号の次に次の1号を加える。

(36) 水質汚濁防止法第14条の2第4項並びに第14条の3第1項及び第2項の規定による措置命令

別表第3の10の表の局長の項第21号を同項第33号とし、同号の次に次の1号を加える。

(34) 水質汚濁防止法第13条第1項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3第1項の規定による改善命令等

別表第3の10の表の局長の項第20号中「勧告」の次に「及び同条第2項の規定による命令」を加え、同号を同項第21号とし、同号の次に次の11号を加える。

(22) 大気汚染防止法第17条第3項の規定による措置命令

(23) 大気汚染防止法第17条の8の規定による計画変更命令等

(24) 大気汚染防止法第17条の11の規定による改善命令等

(25) 大気汚染防止法第18条の4の規定による基準適合命令等

(26) 大気汚染防止法第18条の18第1項及び第2項の規定による命令

(27) 大気汚染防止法第18条の21の規定による作業基準適合命令等

(28) 大気汚染防止法第18条の31の規定による計画変更命令等

(29) 大気汚染防止法第18条の34第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令

(30) 大気汚染防止法第27条第5項の規定による協議

(31) 大気汚染防止法第28条第2項の規定による資料の提出の要求等

(32) 大気汚染防止法附則第10項の規定による勧告

別表第3の10の表の局長の項第19号の次に次の1号を加える。

(20) 大気汚染防止法第14条第1項及び第3項の規定による改善命令等

別表第3の10の表の局長の項に次の1号を加える。

(68) ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)

第15条、第22条第1項及び第23条第3項の規定による命令

別表第3の10の表の環境監視部長の項中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「第23条第4項」を「第23条第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「第23条第2項」を「第27条第3項」に、「要請」を「措置の要請」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 大気汚染防止法第21条第1項の規定による要請及び同条第3項の規定による意見

別表第3の10の表の環境監視部長の項に次の1号を加える。

(9) ダイオキシン類対策特別措置法第35条第3項の規定による要請

別表第3の10の表の環境監視課長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 大気汚染防止法附則第11項の規定による報告の徴収

別表第3の10の表の環境監視課長の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を削り、同項第16号中「第21条第1項」の次に「及び第21条の2第1項」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第3の10の表の環境監視課長の項中第17号を第15号とし、同表を別表第3の8の表とする。

別表第3の11の表の商業・サービス産業政策課長の項中「商業・サービス産業政策課長」を「サービス産業政策課長」に改め、同表を別表第3の9の表とする。

別表第3の12の表を削り、別表第3の13の表中「建築都市局」を「都市戦略局」に改め、同表の局長の項中第11号から第14号までを削り、同表の都市再生推進部長の項第1号中「旦過地区土地区画整理事業」を「北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業（以下「旦過地区土地区画整理事業」という。）」に改め、同表の住宅部長の項及び住宅管理課長の項を削り、同表を別表第3の10の表とし、同表の次に次の1表を加える。

1.1 都市整備局に関する事項

専決権者	専決事項
局長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定による道路の区域の決定及び変更並びに供用の開始及び廃止</li> <li>(2) 道路法第46条第1項第1号の規定による国道及び主要地方道の両側の通行禁止又は通行制限</li> <li>(3) 地下街、地下室及び地下道に係る道路の占用並びに道路上空の占用の許可</li> <li>(4) 高架道路の路面下及びトンネル上の占用の許可</li> <li>(5) 北九州市風致地区条例（昭和45年北九州市条例第22号）第2条第1項及び第3条の規定による風致地区内における行為（面積が1,000平方メートル以上のものであるものに係る行為に限る。）に係る許可及び協議</li> <li>(6) 河川上空の占用許可</li> <li>(7) 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理審議会委員の選挙期日の決定及び異議の申出の処理</li> <li>(8) 旦過地区土地区画整理事業に係る保留床及び保留地の処分</li> <li>(9) 旦過地区土地区画整理事業に係る重要でない行政処分</li> <li>(10) 市営住宅入居者の公募</li> <li>(11) 北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）第10条第3項（同条例第41条</li> </ul>

	<p>及び第 46 条第 1 項において準用する場合を含む。) 及び第 40 条第 1 項 (同条例第 41 条及び第 46 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による入居の許可の取消し</p> <p>(12) 北九州市営住宅条例第 30 条第 1 項 (同条例第 46 条第 1 項において準用する場合を含む。)、第 35 条第 1 項 (同条例第 41 条及び第 46 条第 1 項において準用する場合を含む。) 及び第 40 条第 1 項 (同条例第 41 条及び第 46 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による明渡請求</p> <p>(13) 北九州市営住宅条例第 44 条第 1 項の規定による使用料の変更等</p>
総務用地部長	(1) 用地事務の調査及び指導
道路部長	<p>(1) 道路法第 46 条第 1 項第 2 号の規定による国道及び主要地方道の両側の通行禁止又は通行制限</p> <p>(2) アーケード並びに鉄道及び軌条の道路の占用許可</p> <p>(3) 北九州市道路占用規則 (昭和 38 年北九州市規則第 89 号) 第 21 条ただし書の規定による承認</p> <p>(4) 道路の不法占拠に係る原状回復、移転、除却その他の処分</p>
河川公園部長	<p>(1) 河川の不法占拠に係る原状回復、移転、除却その他の処分</p> <p>(2) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 119 号) に基づく清算金の分割納付の承認及び分割交付の決定</p> <p>(3) 且過地区土地区画整理事業に係る保留床の設定</p> <p>(4) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法第 96 条第 2 項の規定による保留地の設定</p>



	<p>(5) 且過地区土地区画整理事業に係る土地区画          整理法第98条第1項の規定による仮換地の設定</p>
<p>住宅部長</p>	<p>(1) 北九州市営住宅条例第6条（同条例第42          条第2項及び第46条第1項において準用する場          合を含む。）及び第9条（同条例第42条第2項          及び第46条第1項において準用する場合を含む          。）の規定による入居者の決定</p> <p>(2) 北九州市営住宅条例第11条第1項並びに          第43条第1項及び第2項の規定による使用料の          決定</p> <p>(3) 北九州市営住宅条例第12条第3項（同条          例第41条及び第46条第1項において準用する          場合を含む。）の規定による収入の額の認定（北          九州市営住宅条例施行規則（平成9年北九州市規          則第33号）第13条第3項の規定による収入の          額の再認定を含む。）及び同条例第12条第4項          （同条例第41条及び第46条第1項において準          用する場合を含む。）の規定による収入の額の更          正</p> <p>(4) 北九州市営住宅条例第27条第1項（同条          例第46条第1項において準用する場合を含む。          ）及び第45条第1項（同条例第46条第1項に          おいて準用する場合を含む。）の規定による収入          超過者の認定並びに同条例第27条第3項（同条          例第46条第1項において準用する場合を含む。          ）及び第45条第2項（同条例第46条第1項に          おいて準用する場合を含む。）の規定による収入          超過者の認定の取消し及び変更</p> <p>(5) 北九州市営住宅条例第27条第2項（同条          例第46条第1項において準用する場合を含む。          ）の規定による高額所得者の認定及び同条例第2          7条第3項（同条例第46条第1項において準用          する場合を含む。）の規定による高額所得者の認          定の取消し及び変更</p>

用地課長	(1) 用地取得に伴う物件の移転完了の確認
管理課長	(1) 道路法第47条の2第1項の規定による許可
神嶽川旦過地区整備室長	(1) 旦過地区土地区画整理事業に係る土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の制限に対する許可（仮換地未指定地の重要なものに係るものを除く。）
住宅管理課長	(1) 北九州市営住宅条例第10条第2項（同条例第41条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入居の許可 (2) 北九州市営住宅条例第16条第1項（同条例第41条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による保証金の運用 (3) 北九州市営住宅条例第21条ただし書（同条例第41条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による併用の承認 (4) 北九州市営住宅条例第22条第1項ただし書（同条例第41条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による模様替え等の承認 (5) 北九州市営住宅条例第23条第1項（同条例第41条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による同居の承認 (6) 北九州市営住宅条例第24条第1項（同条例第41条及び第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による入居の承継の承認

別表第3の14の表を別表第3の12の表とし、別表第3の15の表から別表第3の17の表までを2表ずつ繰り上げる。

（北九州市区長以下専決規程の一部改正）

第2条 北九州市区長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の（9）の項中「総務局長」を「総務市民局長」に、「総務局人事部長」を「総務市民局人事部長」に、「総務局人事部人事課長」を「総務市民局人事部人事課長」に改め、同表の（10）の項中「総務局人

事部人事課長」を「総務市民局人事部人事課長」に改め、同表の（１３）の項中「総務局長」を「総務市民局長」に改め、同表の（１４）の項中「総務局人事部長」を「総務市民局人事部長」に改める。

別表第１の３の表の（１０）の項及び（１２）の項中「建設局長」を「都市整備局長」に、「建設局整備事務所長」を「都市整備局整備事務所長」に改める。

（北九州市事業所長等専決規程の一部改正）

第３条 北九州市事業所長等専決規程（昭和４３年北九州市訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の表の（７）の項中「総務局長」を「総務市民局長」に、「総務局人事部長」を「総務市民局人事部長」に、「総務局人事部人事課長」を「総務市民局人事部人事課長」に改め、同表の（８）の項中「総務局人事部人事課長」を「総務市民局人事部人事課長」に改め、同表の（１１）の項中「総務局長」を「総務市民局長」に改め、同表の（１２）の項中「総務局人事部長」を「総務市民局人事部長」に改める。

別表第２の４の表から別表第２の６の表までを削り、別表第２の７の表を別表第２の４の表とし、別表第２の８の表から別表第２の１０の表までを３表ずつ繰り上げる。

別表第２の１１の表の所長の項に次の８号を加える。

（４５） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５４条第１項の規定による自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療に限る。）の支給認定

（４６） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付等

（４７） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）の規定による支給認定の取消し

（４８） 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定及び指定の更新

（４９） 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の公示

（５０） 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による特定医療費の審査及び支払

（５１） 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成２６年

厚生労働省令第121号)の規定による指定医の指定及び指定の更新  
 (52) 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の規定による  
 指定医の公表

別表第2の11の表を別表第2の8の表とし、同表の次に次の2表を加える。

#### 9 精神保健福祉センターに関する事項

専決権者	専決事項
所長	(1) 1件100万円以下の薬品の購入の契約及び検収 (2) 1件30万円以下の医療用機材の購入、修繕等の契約及び検収

#### 10 難病相談支援センターに関する事項

専決権者	専決事項
所長	(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による支給認定及び支給認定の変更

別表第2の12の表を別表第2の11の表とし、別表第2の13の表から別表第2の19の表までを1表ずつ繰り上げ、別表第2の20の表及び別表第2の21の表を削り、別表第2の18の表の次に次の5表を加える。

#### 19 美術館に関する事項

専決権者	専決事項
副館長	(1) 1件100万円以下の展示用美術品、閲覧用図書その他資料の購入の契約及び検収

#### 20 自然史・歴史博物館に関する事項

専決権者	専決事項
副館長	(1) 1件100万円以下の自然史資料、歴史資料、考古資料、民俗資料、閲覧用図書その他資料の購入の契約及び検収 (2) 1件20万円以下の自然史資料、歴史資料、考古資料、民俗資料その他資料の寄付の収受(負担付でないものに限る。)

#### 21 漫画ミュージアムに関する事項

専決権者	専決事項
館長	(1) 漫画関連資料等の収集及び調査研究の方針の決定に関する事務

	<p>(2) 漫画ミュージアムの特別展、講演会及び講座等の企画及び開催に関する事務</p> <p>(3) 漫画関連資料等で重要でないものの購入品目の選定に関する事務</p>
--	--

## 2 2 折尾総合整備事務所に関する事項

専決権者	専決事項
所長	<p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定による仮換地の指定</p> <p>(2) 副市長又は局長の専決事項に係る工事に係る設計、測量及び調査に係る委託料の執行（契約を除く。）並びに工事の執行の軽微な変更（委託料又は請負金額の増減が500万円以内の変更及び委託期間又は工期の変更をいう。）</p> <p>(3) 1件1,500万円を超える工事の施行に伴う、又はこれに付随する測量、地質調査等の委託の検査</p> <p>(4) 1件500万円以下の不動産の処分</p>
事業調整課長	<p>(1) 部長の専決事項に係る工事に係る設計、測量及び調査に係る委託料の執行（契約を除く。）並びに部長の専決事項に係る工事の執行の軽微な変更（委託料又は請負金額の増減が200万円以内の変更及び委託期間又は工期の変更をいう。）</p>
整備課長	<p>(1) 土地区画整理事業区域内の建築物等の許可（仮換地未指定地の重要なものを除く。）</p> <p>(2) 部長の専決事項に係る工事に係る設計、測量及び調査に係る委託料の執行（契約を除く。）並びに部長の専決事項に係る工事の執行の軽微な変更（委託料又は請負金額の増減が200万円以内の変更及び委託期間又は工期の変更をいう。）</p>

## 2 3 整備事務所に関する事項

専決権者	専決事項
所長	<p>(1) 1件1,000万円以下の委託契約（工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託に係るものに限る。庶務課長の項において同じ。）</p>

	<p>(2) 1件2,000万円以下の工事の契約（修繕料、工事請負費及び路面復旧費に属するものに限る。庶務課長の項において同じ。）並びに工事資材の購入の契約（原材料費に属するものに限る。庶務課長の項において同じ。）及び検収</p> <p>(3) 副市長又は局長の専決事項に係る工事の起工決定の軽微な変更（請負金額の増減が500万円以内の変更及び工期の変更をいう。）</p> <p>(4) 1件1,500万円を超える工事の施行に伴う、又はこれに付随する測量、地質調査等の委託の検査</p>
庶務課長	<p>(1) 1件500万円以下の委託契約</p> <p>(2) 1件1,000万円以下の工事の契約並びに工事資材の購入の契約及び検収</p>

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市訓令第4号

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市長 武内和久

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程（昭和42年<sup>北九州市訓令第7号</sup>  
北九州市教育委員会訓令第1号<sup>）</sup>

の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「建築都市局設備部電気設備課（）」を「都市整備局設備部電気設備課（）」に、「建築都市局設備部電気設備課長」を「都市整備局設備部電気設備課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

北九州市教育委員会  
教育長 田島裕美

### 北九州市教育委員会規則第3号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則  
(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和43年北九州市教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条教職員部教職員課の項中 「人事制度係」を「制度係」に改め、同条  
給与制度係」

次世代教育推進部の項中 「授業づくり支援企画課」を「次世代教育推進課  
授業づくり支援企画係」を「次世代教育推進

係」に改める。

第2条総務部総務課庶務係の項第4号中「、特別支援学校及び専修学校」を「及び特別支援学校」に改め、同項中第10号から第12号までを削り、第13号を第10号とし、第14号から第17号までを3号ずつ繰り上げ、同条総務部総務課経理係の項に次の2号を加える。

(4) 基幹統計その他調査統計に関すること。

(5) 広報及び広聴に関すること。

第2条総務部企画調整課企画調整係の項第13号及び第14号を次のように改める。

(13) 社会教育(長崎街道木屋瀬宿記念館、美術館、博物館、科学館、松本清張記念館及び文学館並びに青少年教育に係るものを除く。)に係る総務市民局との連絡調整に関すること。

(14) 文化財並びに長崎街道木屋瀬宿記念館、美術館、博物館、科学館、松本清張記念館及び文学館に係る都市ブランド創造局との連絡調整に関すること。

第2条教職員部教職員課の項中「人事制度係」を「制度係」に改め、同条教職員部教職員課人事制度係の項第5号中「総務局人事部給与課」を「総務市民局人事部給与課」に改め、同項に次の3号を加える。

(6) 学校職員の給与に関する調査及び研究に関すること(総務市民局人事部給与課の主管に属するものを除く。)



(7) その他学校職員の給与に関すること（総務市民局人事部給与課及び給与厚生係の主管に属するものを除く。）。

(8) 学校職員の旅費制度に関すること（総務市民局人事部給与課の主管に属するものを除く。）。

第2条教職員部教職員課給与制度係の項を削り、同条教職員部教職員課給与厚生係の項第1号から第3号までの規定中「総務局人事部給与課」を「総務市民局人事部給与課」に改め、同条学校教育部指導企画課企画調整係の項第6号を削り、同条学校教育部学校教育課の項に次の1号を加える。

(5) 学力及び体力の向上の推進に関すること。

第2条次世代教育推進部の項中「授業づくり支援企画課」を「次世代教育推進課」に改め、同条次世代教育推進部授業づくり支援企画課授業づくり支援企画係の項第2号を次のように改める。

(2) 次世代の教育の推進に関する施策の企画及び調整に関すること。

第2条次世代教育推進部授業づくり支援企画課授業づくり支援企画係の項第3号を削り、同条次世代教育推進部教育情報化推進課教育情報化推進係の項第3号を削る。

(北九州市文化財保護審議会規則の一部改正)

第2条 北九州市文化財保護審議会規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条中「市民文化スポーツ局文化部文化企画課」を「都市ブランド創造局総務文化部文化企画課」に改める。

(北九州市教育委員会職員被服貸与規則の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会職員被服貸与規則（昭和44年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条後段中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

第4条 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則（平成元年北九州市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の見出し中「建築都市局長等」を「都市整備局長等」に改め、同条中「建築都市局長」を「都市整

備局長」に、「建築都市局の」を「都市整備局の」に改め、同条を第6条とする。

第4条を削る。

第3条の見出し中「市民文化スポーツ局長等」を「都市ブランド創造局長等」に改め、同条各号列記以外の部分中「市民文化スポーツ局長」を「都市ブランド創造局長」に、「市民文化スポーツ局の」を「都市ブランド創造局の」に改め、同条第1号中「図書館」を「生涯学習センター、婦人会館、図書館」に改め、「、科学館」及び「、児童文化施設」を削り、同条第9号から第12号までを削り、同条を第5条とする。

第2条の見出し中「総務局人事部給与課長等」を「総務市民局人事部給与課長等」に改め、同条中「総務局人事部給与課長」を「総務市民局人事部給与課長」に、「総務局人事部給与課の」を「総務市民局人事部給与課の」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(子ども家庭局長等に補助執行させる事務)

第4条 次に掲げる事務は、子ども家庭局長及び子ども家庭局長が指定する子ども家庭局の職員に補助執行させる。

- (1) 青少年の指導育成に関すること(第7条第16号に掲げる事務を除く。)
- (2) 青少年関係団体に関すること(第7条第16号に掲げる事務を除く。)
- (3) 青少年対策の企画及び連絡調整に関すること(第7条第16号に掲げる事務を除く。)
- (4) 青少年の家の管理、運営及び連絡調整に関すること(第7条第17号及び第18号に掲げる事務を除く。)
- (5) 第7条第16号から第18号までに掲げる事務に係る区長等との連絡調整に関すること。

第1条の次に次の1条を加える。

(総務市民局長等に補助執行させる事務)

第2条 次に掲げる事務は、総務市民局長及び総務市民局長が指定する総務市民局の職員に補助執行させる。

- (1) 社会教育施設(生涯学習センター及び婦人会館に限る。)の管理、運営及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会教育委員の会議等に関すること。
- (3) 社会教育に関すること(専門的技術的な助言及び指導に関すること、長崎街道木屋瀬宿記念館、美術館、博物館、科学館、松本清張記念

館及び文学館に係る都市ブランド創造局との連絡調整に関する事、青少年教育に関する事並びに第7条第14号に掲げる事務を除く。)

(4) 社会教育関係団体(青少年関係団体を除く。)に関する事(第7条第15号に掲げる事務を除く。)

(5) 生涯学習の企画及び調整に関する事。

(勤務時間等の特例に関する規則の一部改正)

第5条 勤務時間等の特例に関する規則(平成3年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

幼稚園

別表の高等学校の項中「専修学校」を削り、同表中

専修学校

小学校 中学校 特別支援 学校	一般事 務員 学校給 食監理 士		午前 8時 30 分	午後 5時	勤務時間 中に45 分とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び土 曜日	
--------------------------	------------------------------	--	---------------------	----------	---	------------------	--

を

小学校 中学校 特別支援 学校	一般事 務員 学校給 食監理 士		午前 8時 30 分	午後 5時	勤務時間 中に45 分とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び土 曜日	
	一般事 務員(ひまわり 中学校の業 務に従事する 一般事 務員に	A	午前 8時 30 分	午後 5時	勤務時間 中に45 分とし、 その時限 は所属長 が定める 。	日曜日 及び土 曜日	区分の 指定は 、所属 長が行 う。
	B	午後 1時	午後 9時 30 分				

に

	限る。						
	)						

改める。

(北九州市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第6条 北九州市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務局長」を「総務市民局長」に改める。

(北九州市篤志奨学資金基金条例施行規則の一部改正)

第7条 北九州市篤志奨学資金基金条例施行規則(平成15年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「財政局長」を「財政・変革局長」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(北九州市立戸畑高等専修学校学則の廃止)

2 北九州市立戸畑高等専修学校学則(昭和39年北九州市教育委員会規則第7号)は、廃止する。

(北九州市教育委員会公印規則の一部改正)

3 北九州市教育委員会公印規則(昭和49年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

北九州市教育委員会教育長印	れい書	方24	8	教育長名をもつてする公文書用	総務部総務課	を
---------------	-----	-----	---	----------------	--------	---

北九州市教育委員会教育長印	れい書	方24	8	教育長名をもつてする公文書用	総務部総務課	に、
北九州市立戸畑高等専修学	れい書	方24	9	教育長名をもつてする北九州市立高等学	北九州市立高等学校	

校証明書 専用北九 州市教育 委員会教 育長印				校における戸 畑高等専修学 校に係る証明 書発行事務用	
-------------------------------------	--	--	--	--------------------------------------	--

9	を	10	に、
10		11	
11		12	
12		13	
13		14	
14		15	
15		16	
16		17	

北九州市 立美術館 印	れい書	方24	17	美術館に係る 公文書用	市民文化 スポーツ 局美術館 普及課
北九州市 立美術館 長印	れい書	方24	18	美術館長の権 限に属する公 文書用	市民文化 スポーツ 局美術館 普及課
北九州市 立自然史 ・歴史博 物館印	れい書	方24	19	自然史・歴史 博物館に係る 公文書用	市民文化 スポーツ 局自然史 ・歴史博 物館普及 課
北九州市 立自然史 ・歴史博 物館長印	れい書	方24	20	自然史・歴史 博物館長の権 限に属する公 文書用	市民文化 スポーツ 局自然史 ・歴史博 物館普及

を

					課
北九州市 科学館印	れい書	方 2 4	2 1	科学館に係る 公文書用	子ども家 庭局科学 館管理課
北九州市 立科学館 長印	れい書	方 2 4	2 2	科学館長の権 限に属する公 文書用	子ども家 庭局科学 館管理課

北九州市 立美術館 印	れい書	方 2 4	1 8	美術館に係る 公文書用	都市ブラ ンド創造 局美術館 普及課
北九州市 立美術館 長印	れい書	方 2 4	1 9	美術館長の権 限に属する公 文書用	都市ブラ ンド創造 局美術館 普及課
北九州市 立自然史 ・歴史博 物館印	れい書	方 2 4	2 0	自然史・歴史 博物館に係る 公文書用	都市ブラ ンド創造 局自然史 ・歴史博 物館普及 課
北九州市 立自然史 ・歴史博 物館長印	れい書	方 2 4	2 1	自然史・歴史 博物館長の権 限に属する公 文書用	都市ブラ ンド創造 局自然史 ・歴史博 物館普及 課
北九州市 科学館印	れい書	方 2 4	2 2	科学館に係る 公文書用	都市ブラ ンド創造 局科学館 普及課
北九州市 科学館長 印	れい書	方 2 4	2 3	科学館長の権 限に属する公 文書用	都市ブラ ンド創造 局科学館

に、

					普及課
--	--	--	--	--	-----

「	2 3		「	2 4	
	2 4	を		2 5	に
	2 5			2 6	
	2 6	」		2 7	」

改める。

別表第2中ひな型26をひな型27とし、ひな型9からひな型25までを1ずつ繰り下げ、ひな型8の次に次のように加える。

9

専修学校証明書
北九州市 教育委員会 教育長印
北九州市立 専用 高等学校

(北九州市立視聴覚センター管理規則の一部改正)

- 4 北九州市立視聴覚センター管理規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)

- 5 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則(昭和53年北九州市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第8条ただし書中「教職員部制度服務担当課長」を「教職員部労務争訟担当課長」に改める。

別表の学校(幼稚園を除く。)及び戸畑高等専修学校の項中「及び戸畑高等専修学校」を削る。

(北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則の一部改正)

- 6 北九州市優れた教育活動等を実践している教職員等の表彰に関する規則(平成16年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び同法第124条に規定する専修学校」を削る。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美

北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程(昭和39年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、専修学校」を削る。

(北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員人事評価規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(専修学校を含む。)」を削る。

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「文化部長」を「子育て支援部長、総務文化部長」に改め、「自然史・歴史博物館副館長」の次に「、科学館副館長」を加え、「、文学館長、子育て支援部長及び科学館副館長」を「及び文学館長」に改め、「、高等専修学校長」を削り、「八幡西生涯学習総合センター所長」の次に「、こども若者成育課長、夜宮青少年センター所長」を、「長崎街道木屋瀬宿記念館長」の次に「、普及課長」を加え、「、青少年課長、夜宮青少年センター所長、管理課長」を削る。

別表中

「

文化財の保護及び活用に係る事業(重要なものを除く。)の実		〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化部長〕 軽易なもの		〔文化企画課長〕 定例的なもの	
------------------------------	--	--------------	--	-----------------	--	--------------------	--



施に関する事務							
文化財の調査、指定及び管理に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務			〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化部長〕 軽易なもの		〔文化企画課長〕 定例的なもの
文化財保存事業の助成に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務			〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化部長〕 軽易なもの		〔文化企画課長〕 定例的なもの
文化財保護審議会に関する事務			〔市民文化スポーツ局長〕		〔文化部長〕 軽易なもの		〔文化企画課長〕 定例的なもの
美術館、博物館等の管理（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務			〔市民文化スポーツ局長〕				文化企画課長に合議すること（定例的なものを除く。）。
美術館の			〔美術				

使用の承認に関する事務			館長]				
美術館に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務			〔美術館長〕				
美術品の展覧会の企画及び開催に関する事務			〔美術館長〕				
美術品の購入品目で重要でないものの選定に関する事務			〔美術館長〕				
美術館協議会に関する事務			〔美術館長〕				
博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する事務			〔市民文化スポーツ局長〕				
自然史・歴史博物			〔自然史・歴				

館の使用 の承認に 関する事 務			史博物 館長]				
自然史・ 歴史博物 館に特別 の設備を し、又は 造作を加 えること の承認に 関する事 務			〔自然 史・歴 史博物 館長]				
自然史・ 歴史博物 館の特別 展の企画 及び開催 に関する 事務			〔自然 史・歴 史博物 館長]				
自然史資 料及び歴 史資料で 重要でな いものの 購入品目 の選定に 関する事 務			〔自然 史・歴 史博物 館長]				
博物館協 議会に関 する事務			〔自然 史・歴 史博物 館長]				
松本清張					〔松本		

<p>についての文学資料の収集及び調査研究の方針の決定に関する事務</p>				<p>清張記念館長 ]</p>			
<p>松本清張の作品についての特別展の企画及び開催に関する事務</p>				<p>[松本清張記念館長 ]</p>			
<p>松本清張についての文学資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務</p>				<p>[松本清張記念館長 ]</p>			
<p>市にゆかりのある文学者に係る文学資料の収集及び調査研究の方針の決定に関する事務</p>				<p>[文学館長]</p>			
<p>文学館の</p>				<p>[文学</p>			

特別展の企画及び開催に関する事務				館長]			
市にゆかりのある文学者に係る文学資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務				[文学館長]			
社会教育委員の会議に関する事務（重要なものを除く。）		[市民文化スポーツ局長]		[地域・人づくり部長] 軽易なもの		[生涯学習課長] 定例的なもの	
社会教育に関する事務（重要なもの及び区長等が行う事務を除く。）		[市民文化スポーツ局長]		[地域・人づくり部長] 軽易なもの		[生涯学習課長] 定例的なもの	を
社会教育関係団体に係る事業（重要なものを除く。）		[市民文化スポーツ局長]		[地域・人づくり部長] 軽易なもの		[生涯学習課長] 定例的なもの	

の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）						
生涯学習の企画及び調整（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務（区長等が行う事務を除く。）		〔市民文化スポーツ局長〕	〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習課長〕 定例的なもの	
生涯学習センター及び婦人会館の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務		〔市民文化スポーツ局長〕	〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習総合センター所長〕 生涯学習総合センターに係る定例的なもの 〔八幡西生涯学習総合センター所長〕 八幡西生涯学習総合センターに係る定例的なもの	生涯学習課長に合議すること（定例的なものを除く。）
青少年の		〔子ども	〔子育て		〔青少年課	

指導育成に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）		も家庭局長]	て支援部長] 軽易なもの	長] 定例的なもの	
青少年関係団体に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）		[子ども家庭局長]	[子育て支援部長] 軽易なもの	[青少年課長] 定例的なもの	
青少年対策に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）		[子ども家庭局長]	[子育て支援部長] 軽易なもの	[青少年課長] 定例的なもの	
少年補導		[子ども			

委員の委 嘱及び解 職に関す る事務			も家庭 局長]				
青少年の 家の管理 及び運営 (重要な ものを除 く。)に 関する事 務(区長 等が行う 事務を除 く。)			[子ど も家庭 局長]	[子育 て支援 部長] 軽易な もの		[夜宮青少 年センター 所長] 夜宮青少 年センターに 係る定例的 なもの	青少年 課長に 合議す ること (定例 的なも のを除 く。) 。
青少年の 家の臨時 閉所に関 する事務			[子ど も家庭 局長]				青少年 課長に 合議す ること 。
青少年の 家の臨時 開所に関 する事務				[子育 て支援 部長]			青少年 課長に 合議す ること 。
青少年の 家の使用 承認に関 する事務						[夜宮青少 年センター 所長] 夜宮青少 年センターに 係るもの	
青少年の 家に特別 の設備を し、又は						[夜宮青少 年センター 所長] 夜宮青少 年	



造作を加えることの承認に関する事務						センターに係るもの	
科学館及び児童文化施設の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務			〔子ども家庭局長〕		〔科学館副館長〕 軽易なもの	〔管理課長〕 定例的なもの	総務企画課長に合議すること（定例的なものを除く。）。
科学館及び児童文化施設の臨時閉所に関する事務			〔子ども家庭局長〕				総務企画課長に合議すること。
科学館及び児童文化施設の臨時開所に関する事務					〔科学館副館長〕		総務企画課長に合議すること。
科学館及び児童文化施設の使用承認に関する事務						〔管理課長〕	
科学館及び児童文						〔管理課長〕	

化施設に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務							
科学館の特別展の企画及び開催に関する事務			〔科学館長〕				
青少年教育における区長等との連絡調整に関する事務						〔青少年課長〕	

社会教育委員の会議に関する事務（重要なものを除く。）			〔総務市民局長〕	〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習課長〕 定例的なもの	
社会教育に関する事務（重要なもの及び区長等が行う事務を除			〔総務市民局長〕	〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習課長〕 定例的なもの	

く。)						
社会教育関係団体に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）		〔総務市民局長〕		〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習課長〕 定例的なもの
生涯学習の企画及び調整（それぞれ重要なものを除く。）に関する事務（区長等が行う事務を除く。）		〔総務市民局長〕		〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習課長〕 定例的なもの
生涯学習センター及び婦人会館の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。）に関する		〔総務市民局長〕		〔地域・人づくり部長〕 軽易なもの		〔生涯学習総合センター所長〕 生涯学習総合センターに係る定例的なもの 〔八幡西生涯学習総合センター所

事務						長] 八幡西生涯 学習総合セ ンターに係 る定例的な もの	
青少年の 指導育成 に係る事 業（重要 なもの を除く。） の実施に 関する事 務（区長 等が行う 事務を除 く。）			〔子ど も家庭 局長〕		〔子育 て支援 部長〕 軽易な もの	〔こども若 者成育課長 〕 定例的な もの	
青少年関 係団体に 係る事業 （重要な ものを 除く。）の 実施に関 する事務 （区長等 が行う事 務を除く 。）			〔子ど も家庭 局長〕		〔子育 て支援 部長〕 軽易な もの	〔こども若 者成育課長 〕 定例的な もの	
青少年対 策に係る 事業（重 要なもの を除く。			〔子ど も家庭 局長〕		〔子育 て支援 部長〕 軽易な もの	〔こども若 者成育課長 〕 定例的な もの	

）の実施に関する事務（区長等が行う事務を除く。）							
少年補導委員の委嘱及び解職に関する事務			〔子ども家庭局長〕				
青少年の家の管理及び運営（重要なものを除く。）に関する事務（区長等が行う事務を除く。）			〔子ども家庭局長〕	〔子育て支援部長〕 軽易なもの		〔夜宮青少年センター 所長〕 夜宮青少年センターに係る定例的なもの	こども若者成育課長に合議すること（定例的なものを除く。）。
青少年の家の臨時閉所に関する事務			〔子ども家庭局長〕				こども若者成育課長に合議すること。
青少年の家の臨時開所に関する事務				〔子育て支援部長〕			こども若者成育課長に合議すること。
青少年の						〔夜宮青少	

家の使用承認に関する事務					年センター 所長] 夜宮青少年 センターに 係るもの	
青少年の家に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務					[夜宮青少年センター 所長] 夜宮青少年 センターに 係るもの	
青少年教育における区長等との連絡調整に関する事務					[こども若 者成育課長 ]	
文化財の保護及び活用に係る事業（重要なものを除く。）の実施に関する事務		[都市 ブランド創造 局長]		[総務 文化部長] 軽易な もの	[文化企画 課長] 定例的なもの	
文化財の調査、指定及び管理に係る事業（重要なもの		[都市 ブランド創造 局長]		[総務 文化部長] 軽易な もの	[文化企画 課長] 定例的なもの	

を除く。 )の実施 に関する 事務							
文化財保 存事業の 助成に係 る事業（ 重要なも のを除く 。）の実 施に関す る事務			〔都市 ブラン ド創造 局長〕		〔総務 文化部 長〕 軽易な もの		〔文化企画 課長〕 定例的なも の
文化財保 護審議会 に関する 事務			〔都市 ブラン ド創造 局長〕		〔総務 文化部 長〕 軽易な もの		〔文化企画 課長〕 定例的なも の
美術館、 博物館等 の管理（ それぞれ 重要なも のを除く 。）に関 する事務			〔都市 ブラン ド創造 局長〕				文化企 画課長 に合議 すること（定 例的なも のを除く 。）。
美術館の 使用の承 認に関す る事務			〔美術 館長〕				
美術館に 特別の設 備をし、 又は造作			〔美術 館長〕				

に

を加える ことの承認に関する事務							
美術品の 展覧会の 企画及び 開催に関する事務		〔美術 館長〕					
美術品の 購入品目 で重要で ないもの の選定に 関する事務		〔美術 館長〕					
美術館協 議会に関 する事務		〔美術 館長〕					
博物館の 登録及び 博物館に 相当する 施設の指 定に関する事務		〔都市 ブラン ド創造 局長〕					
自然史・ 歴史博物 館の使用 の承認に 関する事務		〔自然 史・歴 史博物 館長〕					
自然史・ 歴史博物 館に特別		〔自然 史・歴 史博物					



の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務			館長]				
自然史・歴史博物館の特別展の企画及び開催に関する事務			〔自然史・歴史博物館長〕				
自然史資料及び歴史資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務			〔自然史・歴史博物館長〕				
博物館協議会に関する事務			〔自然史・歴史博物館長〕				
科学館及び児童文化施設の管理及び運営（それぞれ重要なものを除く。			〔都市ブランド創造局長〕	〔科学館副館長〕 軽易なもの	〔普及課長〕 定例的なもの		総務課長に合議すること（定例的なものを除く。）。

）に関する事務							
科学館及び児童文化施設の臨時閉所に関する事務			〔都市ブランド創造局長〕				総務課長に合議すること。
科学館及び児童文化施設の臨時開所に関する事務				〔科学館副館長〕			総務課長に合議すること。
科学館及び児童文化施設の使用承認に関する事務						〔普及課長〕	
科学館及び児童文化施設に特別の設備をし、又は造作を加えることの承認に関する事務						〔普及課長〕	
科学館の特別展の企画及び開催に関する事務			〔科学館長〕				

松本清張 についての 文学資料の収集 及び調査 研究の方 針の決定 に関する 事務				〔松本 清張記 念館長 〕			
松本清張 の作品に ついての 特別展の 企画及び 開催に関 する事務				〔松本 清張記 念館長 〕			
松本清張 についての 文学資料で重要 でないも のの購入 品目の選 定に関する 事務				〔松本 清張記 念館長 〕			
市にゆか りのある 文学者に 係る文学 資料の収 集及び調 査研究の 方針の決 定に関する 事務				〔文学 館長〕			

文学館の特別展の企画及び開催に関する事務					〔文学館長〕			
市にゆかりのある文学者に係る文学資料で重要でないものの購入品目の選定に関する事務					〔文学館長〕			

改め、同表の注書第1項第4号中「、特別支援学校長及び高等専修学校長」を「及び特別支援学校長」に改め、同項第6号中「、特別支援学校及び高等専修学校」を「及び特別支援学校」に改める。

（北九州市教育委員会文書規程の一部改正）

第4条 北九州市教育委員会文書規程（昭和47年北九州市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「（専修学校を含む。以下同じ。）」を削る。

第6条第2項、第8条第1項第1号及び第10条第2号前段中「及び専修学校」を削る。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、特別支援学校長及び高等専修学校長」を「及び特別支援学校長」に改める。

(防火管理者等の設置に関する規程の一部改正)

第2条 防火管理者等の設置に関する規程(昭和47年北九州市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、特別支援学校及び高等専修学校」を「及び特別支援学校」に改める。

(北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程の一部改正)

第3条 北九州市立小学校、中学校等の教育職員等の採用及び昇任のための選考に関する規程(昭和51年北九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、特別支援学校及び専修学校」を「及び特別支援学校」に改める。

第2条第10号から第12号までを削る。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。